

### 3. 兌換銀行券の発行

#### (1) 兌換銀行券条例の制定

##### 兌換銀行券条例発布の議

日本銀行条例第14条では「日本銀行ハ兌換銀行券ヲ発行スルノ権ヲ有ス」と定められていたが、これには「此銀行券ヲ発行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス」という但し書が付されていた。中央銀行業務にとっては不可欠である銀行券の発行に関する具体的規定が、日本銀行条例にもられなかったのは、既述のように、当時は不換紙幣の整理がそれほど進捗しておらず、銀貨と紙幣との価格差がなお著しかったため、差し当たり兌換銀行券を発行することが困難であり、したがって将来兌換銀行券の発行が可能な状況になった時点で改めて銀行券発行に関する具体的規定を制定しようとする趣旨に基づくものであった。

その後、紙幣整理策の進展に伴い、政府紙幣・国立銀行券流通高は明治15年・16年中にそれぞれ1000万円前後の減少を示して一段と収縮速度をはやめた反面、正貨準備の蓄積が進んだ（明治13年末717万円→16年末2588万円）こともあって、一時は（明治14年4月）銀貨1円に対し1円79銭5厘にまで下落した紙幣価値も、16年10月には1円15銭1厘まで回復した。このような状況に松方大蔵卿は、「予定せし紙幣兌換実行の時機近づけることを思ひ、……先づ日本銀行をして試みに全額の正貨準備を以て兌換銀行券を発行せしめ、以て市場の需用に応じ通貨の流通を伸縮せしむるの道を開かんと欲し、其事を建議し<sup>(1)</sup>」た。明治16年（1883年）10月19日に、松方大蔵卿が三条太政大臣に提出した「兌換銀行券条例発布ノ議」（「兌換銀行券条例草按」および「兌換銀行券発行旨趣ノ説明」添付）がそれである。

この兌換銀行券条例制定に関する上申書は、まず「今日に至ては百事緒に就<sup>(2)</sup>き、将来の目的略々相立候に付、銀行券発行の義も其時期已に熟し、今日に於て漸次之を挙行せしめ候はば、同銀行資力の培植たるべきは勿論、他日政府紙幣の

### 3. 兌換銀行券の発行

処分上に於ても其裨益尠からざる儀と存候」と述べている。しかし、いわゆる銀紙の開きはまだ完全に消滅したわけではないので、「他日に至り一時に施行致し候ては却て不都合可有之と存候間、先づ今日よりして公然之が発行を許可せられ、漸次拡張の方法相立候様致度」と慎重な態度を示した。

ところで、この上申書のなかで松方は銀行券発行制度について次のように建議した。「発行高の義は、歐洲諸国特権銀行の例に従ひ準備金に対し三倍迄を發行せしめ可然義と存候へ共、目下紙幣の価額未だ全く其故に復せず、何分其儀に難相運事情有之候間、当分の内同額の準備金を置かしめ、勉めて実着を旨とし謹慎以て此に従事せしめ候はば、理財上の轉移極めて穩滑なる而已ならず、事務取扱上に於ても亦漸次慣熟の便を得可申」と。松方が究極においては、わが国の發券制度として3分の1比例準備法の採用を考えていたことは明らかであった。上申書に添付された「兌換銀行券条例草按」にも、第2条「日本銀行ハ銀行券發行高ニ対シ少クトモ三分ノ一ニ当ル金銀貨ヲ置キ銀行券引換ノ準備ニ充テ、其三分ノ二ハ為換手形約束手形及ヒ公債証書ヲ以テ之カ保証ト為スヘシ、但發行高ト準備金トノ割合ハ当分ノ内大蔵卿ノ定ムル所ニ依ルヘシ」とされていた。

もともと銀行券は「兌換」券であるとはいえ信用通貨の一形態である以上、また各国の銀行券の実際の歴史からいっても、準備金の額をある程度超えて発行できることは明らかであるし、銀行券發行高と準備金の額とが同額でないところに信用通貨としての銀行券の特徴があるともいえる。松方が準備金額の何倍かの銀行券の発行を認めなければ、中央銀行として十分に機能できないと考えていたことは、その「日本銀行創立旨趣ノ説明」から見て明らかであった。<sup>(3)</sup>

松方が3分の1比例準備法を採用しようとした理由については、上申書に添えられた「兌換銀行券發行旨趣ノ説明」に以下のように述べられている。「今歐洲諸銀行の營業を通觀するに、……其銀行券を發行するや大抵ね商業手形の割引に供するものにして、之を約言すれば貨幣同様の効力を有する銀行券を以て有期限にして裏書の手数を要する商業手形に引換へ、以て民間の金融を開くと云ふに過ぎざるなり、……然りと雖も商業手形の仕払は日限あり、銀行券の取付は定期なく銀行常に不時の取付を受くるの恐れあるを以て、必ず發行高三分の一に當るの

正貨を備へて以て之が兌換に充つるを常とす、何となれば茲に三千万円の銀行券を發行したりとするも、一時に一千万円以上の取付を受くることは實際有る可からざるの事実なればなり、……要するに銀行券に対する保証金は真に割引手形の確實なるに在りて、準備金の如きは時に臨て其兌換に應ずるの具たるに過ぎざるのみ、是れ歐洲諸銀行が三分の一の準備金を以て自から安固なりとし、政府も亦之を公許する所以」である、と。

銀行券の發行限度を正貨準備高の3倍とする根拠がヨーロッパ諸国の例に求められていた点は、「説明不十分」とする批判もあるが、「銀行券の發行を制度的に規制し、信用貨幣としてのその信用の維持と価値の安定をはかろうとする」<sup>(4)</sup>發券制度の趣旨からいえば、唯一絶対の基準というものはありえず、経験によらざるをえない面が大きいのではなからうか。松方が漸進的手法を取ったのはこのためであろう。条例草案第2条の比例準備法採用は「原則」を示したにとどまり、「今日銀紙の差猶ほ未だ全く除却せざるを以て」、「当分の内發行高と同額の準備金を置かしむるの要旨」で、「發行高ト準備金トノ割合ハ当分ノ内大藏卿ノ定ムル所ニ依ルヘシ」との但し書が付されたのである。

「兌換銀行券發行旨趣ノ説明」において、条例草案の第2条と並んで松方が特に注意を喚起したのは、草案第8条の「大藏卿ハ大藏省ノ都合ニヨリ日本銀行ヲシテ政府發行ノ紙幣ヲ上納セシメ金銀貨若シクハ地金銀ヲ以テ之ト引換ヘ同銀行ニ下付スルコトアルヘシ、但紙幣ハ時々之ヲ消却スルモノトス」という規定であった。その趣旨は、銀貨と紙幣の価格差が解消し、日本銀行が十分にその資力を拡張できた場合には、日本銀行に政府紙幣の引換えに当たらせることができるが、「奈何せん之を今日に行ふ事能はず」、したがって、第8条に定めるような手続きによって漸次消却する方法を取り、「銀紙平均を復するの一助」とし「他日紙幣引換の順路を開」こうという点にあった。いかに松方が紙幣整理に熱心であり、その手順に慎重であったかがうかがえよう。

### 元老院における審議

上記「兌換銀行券条例發布ノ議」は太政大臣によって採用され、大藏省の作成

した兌換銀行券条例草案は参事院に回付され、その審査を受けた。ただし、その時期ならびに同院の審議内容は明らかでないが、条例の大蔵省原案（形式的には参事院原案）が元老院に送付されたことは間違いない。

元老院における兌換銀行券条例草案の審議は、明治17年5月9日と12日に行われた。すなわち、9日の午前9時15分から10時5分まで第1読会が、12日の午前9時25分から11時20分まで第2読会と第3読会が開かれたが、第1読会に提出された条例草案と「条例發布ノ議」に添付された草案とではかなりの差異が見られる。この修正がいずれの段階で行われたのか明らかでないが、まず、第2条が「日本銀行ハ銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」と改められ、比例準備法を採用しようという意図は全くうかがわれなくなった。次に、政府紙幣の漸進的消却を企図した第8条が削除されていた。そのほか、「法律ヲ以テ特ニ許可シタル者ノ外銀行券又ハ類似ノ証券ヲ発行スルコトヲ禁」じた第14条と、政府は必要に応じ「何時ニテモ此条例ヲ改正増削スルコト」を認めた第15条も見られなくなった。

元老院における審議の第1読会では、まず、政府紙幣も国立銀行券も海関税の支払いに用いることができないのに、日本銀行の発行する兌換銀行券は「租税海関税其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス」（第4条）ると、「政府発行紙幣を法律上の通貨と為すや、將た此兌換銀行券を法律上の通貨と為すや」疑問が生ずるとの意見が出された。これに対し政府委員(参事院議官補岩崎小二郎)は、政府紙幣を海関税に充用していないのは外国との条約によるもので、今日ではメキシコ・ドル銀貨と1円銀貨が充用されているが、「今や日本銀行をして兌換銀行券を発行せしむるに当ては、單に其通用の実貨と異なる無きを掲げて足る可けれども、海関税に充用することを特掲せしは、此券の効力を強め」るためであると答弁した。<sup>(7)</sup>

次に兌換銀行券の種類につき、条例案では1円を最小券面額としているが、5円を最小券面としてもよいのではないかという質問がなされた。これに対する政府委員の答弁では、イギリスでは兌換銀行券は5ポンドを最小券面額とし、それ以下は正貨を用いているけれども、わが国では常に小額通貨の需要が多く、今日

の景況にかんがみると5円を最小券面とすることの可否・得失は明確でない。また、兌換銀行券発行の目的は現行紙幣を駆逐し、単に開港場にとどまらず辺地に至るまであまねく流通させることにあるので、1円を最小券面額としたとの説明がなされた<sup>(8)</sup>。

最後に第2条の規定について、「銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」とあるが、「是れ兌換に應用せる銀貨を置く乎、將た發行額に同数の銀貨を置く乎」いずれであるのかという質問が提起された。『明治財政史』も指摘しているように、<sup>(9)</sup>「法律上兌換銀行券の準備割合と其發行額とに關し制限を設けざる以上は、兌換券発行の方法は之に従事する者其人を得れば利有て害なく、其人を得ざれば其弊恐るべきもの」があることは否めず、当然の質問であった。これに対し政府委員は次のように答弁したが、明快というには程遠かった。すなわち、第2条の「相当ノ銀貨」とはどの程度の金額をもって相当とするか、その点を明らかにすることは難事に属するが、「引換準備に充つ可き相当銀貨を置く」という意味である。しかし、時により銀行券発行高と同額の銀貨を置くことを要する場合もあろう。「是等は第二条に明掲せざるも、政府に於て十分に監督の權を有するを以て」<sup>(10)</sup>あえて計慮する必要はないと考える、と。

5月12日の第2読会では逐条審議が行われたが、第1条「兌換銀行券ハ……銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス」との条文中の兌換の文字がきっかけとなって、「同一の法律にして第一条には兌換と為し、第二条には引換と為し、第六条に兌換と為し、第七条に交換と為す如きは錯雜も亦甚し」いので、すべて「兌換の文字に一定」するよう修正提案がなされた。これに対し、兌換と引換は同義であるが、兌換は銀行券面に用いられる特有の名称なので、むしろ第6条の兌換を引換に改めたほうがよいとか、兌換とは銀貨を紙幣に引き換える慣用語なので、第1条の兌換を引換に改めるのはよいが、すべて兌換の文字に一定するのは不可である、などという反対論がでた。結局この提案は賛成者が2名にとどまり否決されたが、各条文中「此銀行券」もしくは単に「銀行券」とあるのを「兌換銀行券」と改めるよう提議され、まず第2条の同修正提案が賛成20名で可決された。もっとも第3条の審議に入ってから、いちいち兌換銀行券と称する必要はないのではな

いかとの反対論が提出されたものの、「元来政府発行紙幣の如き兌換の者たるに人人之を見て不兌換の者と為すの今日なれば、重複に渉るを厭はず幾回なりとも兌換の文字を用るを可とす」、「不兌換紙幣の存する今日なれば已むを得ず」との意見も強く、採決の結果賛成15名により第4条・第5条・第6条・第10条・第11条・第12条等の「此銀行券」とあるのを兌換銀行券と改め、第7条・第8条・第9条等の単に「銀行券」とあるのも兌換銀行券と改めることに決した。

第2読会に引き続いて開かれた第3読会においても1条ずつ審議され、若干の修正意見があったものの第2読会の決定どおり可決された。

### 兌換銀行券条例の公布

元老院の審議終了から2週間後の明治17年5月26日、太政官布告第18号「兌換銀行券条例」が公布された（7月1日施行）。日本銀行条例公布から数えて1年11か月を経過した後、ようやく「中央銀行の生命ともいべき銀行券発行<sup>(12)</sup>」に関する根拠法規が制定されたわけであるが、昭和17年（1942年）2月に日本銀行法が制定されるまで、銀行券以外のことは日本銀行条例により、銀行券に関しては兌換銀行券条例によって規定するという「世界の中央銀行に関する立法上珍しい二元化の姿が数十年にわたって継続<sup>(13)</sup>」することになった。ただし、この二元化は、銀行券の本質とか、通貨の管理権の問題などといった本質的な理由に基づいてそうだったのではなく、本行創立当時の特殊な事情によるものであったことは、すでに繰り返し述べたところである。

12条から成る兌換銀行券条例の骨子は次のとおりである。

- イ、兌換銀行券は銀貨兌換とする（第1条）。
- ロ、兌換銀行券発行高に対し相当の銀貨を置き引換え準備に充てる（第2条）。
- ハ、兌換銀行券の種類は1円・5円・10円・20円・50円・100円・200円の7種とする（第3条）。
- ニ、兌換銀行券は租税・海関税・その他一切の取引に通用するものとする（第4条）。
- ホ、兌換銀行券の書式・図形は大蔵卿が指定する（第5条）。

へ、兌換銀行券の兌換は日本銀行本支店において営業時間中いつでも行う（第6条）。

ト、金銀貨を持参して銀行券への引換えを請求すれば、日本銀行本支店は無手数料で交換する（第7条）。

チ、兌換銀行券の製造、損券引換えおよび消却等の手続きは大蔵卿が定める（第11条）。

この条例の中核は、銀貨兌換を規定した第1条と、銀行券発行高と正貨準備との関係を定めた第2条であったといえよう。銀貨兌換とされたのは、第1に政府・本行の蓄積正貨が主として銀貨であったこと、第2に東洋諸国との貿易上銀貨のほうが便利であったことによるといわれているが、松方としては、銀貨兌換<sup>(14)</sup>の採用は通貨制度の整理上やむをえざる経過的な一段階にとどまり、わが国経済の発展のためには、世界の大勢に順応して早晚金本位制に移行しなくてはならないと考えていたのではなかろうか。後に松方は、明治19年1月から政府紙幣の兌換を開始した際「実は私は金本位にしたい考は山々持つて居りましたが、奈何せん金本位どころではない、漸く銀の準備金が出来たと云ふ有様でありますから、金でも銀でも交換の正直なものが出来さへすれば宜いと云ふ積りで、其節は銀の交換の主義を取りました」と語っている<sup>(15)</sup>。

正貨準備の割合に関する第2条の規定が、「兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ」というあいまいなものに終わったのは、漸進主義の表われであろうか。この点について後に松方は次のように述べている。「単に相当の銀貨を置き引換準備に充つ可きを云ひて未だ其額を明定」しなかったのは、「条例創定の際には実に紙幣兌換の手始めにして、最初より末の末までの見込みを付け該条例を以て確乎不動のものと為す能はず、即ち当分条例を実施し、其将来の目的定まりたる時に於て便宜改正を要するとの見込」であったからである、と<sup>(16)</sup>。

しかし第2条のような規定の仕方では、「我兌換銀行券発行方法は其準備の割合に制限なく、其発行高も亦随意にして更に制限あることなし、故に日本銀行の兌換銀行券の発行に関しては活潑なる運動を為し得るの自由を有す、従て濫用に陥るの虞なしとせず<sup>(17)</sup>」といえないこともなかった。兌換銀行券条例の施行細則と

### 3. 兌換銀行券の発行

もいうべき「兌換銀行券発行手続」が定められたのはこのような事情によるものと思われる。もっとも、当時の情勢下では、このように銀行券発行高および準備の割合について枠組みを設けるべきであると考えられた一方、裁量による弾力的変更の自由を認めることもまた必要ではないかと感じられたので、実際には後述のような変遷をたどらざるをえなかった。ところで、この発行手続は17年7月4日に大蔵卿より本行に対し令達されたが、その要点を掲げれば以下のとおりである。

- イ、兌換銀行券の発行極度額は200万円とする。ただし、その流通状況により大蔵卿の適当と認める時は増発を許可することがある（第1条）。
- ロ、兌換銀行券発行高200万円に対し相当の準備銀貨を置き引換え準備に充てる。発行高と準備金との割合は大蔵卿が指定する（第2条）。
- ハ、各種券面額の兌換銀行券発行高は、取引の便宜・流通状況を考慮して日本銀行の稟申により大蔵卿がこれを定める（第3条）。
- ニ、兌換銀行券の製造は大蔵省印刷局に委託する（第4条）。
- ホ、兌換銀行券は日本銀行総裁の調印をなし、その記号・番号等を兌換銀行券元帳に記入して文書局長がこれを割印し、さらに金庫局長の調印をなしたうえ発行する（第5条）。

その後、兌換銀行券を発行する直前の明治18年5月6日、この発行手続は改正され、第1条に兌換銀行券発行高は200万円とするとあったのを改め、単に発行高は「融通ノ景況ニヨリ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノトス」ることになった。後に述べるように、本行の裁量の余地を認め、機動的に発行高を変更していこうというねらいがあったのではないかと思われる。

#### 兌換銀行券発行体制の整備<sup>(18)</sup>

上述のように兌換銀行券条例の施行に続いてその発行手続も令達されたので、18年1月19日、本行は「兌換銀行券発行処務規程」を制定し、2月7日に大蔵卿の認可を受けた。これによると、兌換銀行券の製造・予備券の保管等に関する事務は文書局の所管とされ、発行・引換え等の事務は金庫局に銀券課を置いて処理させることになっていたが、18年5月8日（兌換銀行券発行開始の前日）、本行

は「兌換銀行券処務順序」を定めて本店におけるこれらの事務の詳細を規定した。また同日、大阪支店における事務取扱いについても「大阪支店兌換券処分順序」を定め、同店に通達したが、支店における兌換銀行券の出納・引換え事務は金庫課出納係の所管とされた。

一方、本行は横浜港における兌換銀行券の流通を円滑にするため、17年7月15日に横浜正金銀行と特別約定を締結し、約定実施の日から2年間、横浜港における兌換銀行券と銀貨との交換事務を同行に委託する（交換用銀貨50万円を預入）とともに、その報酬として同行に対し年2.4%の利子で兌換銀行券100万円を貸し付けることにした。もっとも、いよいよ兌換銀行券を発行した18年5月9日、大蔵卿から本行に対し、横浜正金銀行には本行代理店として兌換銀行券発行の事務を取り扱わせるよう令達されたので、同年6月20日、前年の約定を解除して新たな特別約定を同行と取り交わした（約定期間2年間、期間満了時に継続措置が取られた）。新規約定によると、横浜正金銀行は横浜港における兌換銀行券取扱いの代理事務を執行するに当たっては、すべて「日本銀行兌換券取扱代理」と称し、本業の事務を行う場合とその資格を明別するだけでなく、実際の取扱いも判然区別することを義務づけられた。

この間、本行は大蔵省印刷局と兌換銀行券の製造について交渉を重ねた結果、17年10月8日、1円・5円・10円・50円・100円・200円の6券種・総額1000万円の製造を発注し、まず10円券・250万円（25万枚）の製造に着手するよう依頼した。なぜ10円券から着手したのか理由は定かでないが、「凡そ事を挙ぐる宜しく漸を以てすべし」という松方の兌換銀行券発行趣旨に従ったものなのであろうか。いずれにせよ、17年10月発注分250万円と翌18年1月追加発注分250万円、計500万円の10円券は18年5月初めに印刷局から引取りを完了した。

このように兌換銀行券の準備がほぼ整った18年4月22日、本行は同銀行券の発行に際し必要となる兌換準備銀貨200万円の借用方を大蔵省に願い出た。17年末における本行の銀貨蓄積高はわずか37万円余にすぎなかったからである。5月6日に兌換銀行券発行手続が改正され、発行高を200万円と限定せず「融通ノ景況ニヨリ大蔵卿時々之ヲ」指定することに改められたことは前に述べたが、翌7

日、本行は大蔵卿に対し、「来ル九日ヨリ貳百万円ノ引換準備銀貨ヲ置キ、銀券極度五百万円迄ヲ漸次発行可致、爾後引換請求ノ景況ニ因リテ其割合ヲ取捨増減致シ其時々上申可仕」旨を届け出た。発行手続制定後1年近くを経過して情勢がより好転し（たとえば銀紙の開きは17年7月の4銭7厘から18年5月には1銭6厘に縮まり、翌6月にはわずかの4厘となった）、当初の見込み200万円を超えて兌換銀行券を発行できると判断されたためであろう。

大蔵卿に対する上記届け出とともに、同じ5月7日、銀行集会所および第一・第二両国立銀行にも、同月9日から10円券を発行し貸出その他の取引に用いる旨を通知した。なお同日、太政官布告第9号により兌換銀行券条例の改正が行われ、本行本支店における兌換の取扱いを規定した第6条に「支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其兌換ヲ延期スルコトヲ得」との但し書が追加された。元老院における本改正についての政府委員の説明によれば、第6条では、本支店においていつでも兌換に応ずる旨が明示されていたが、「実際に在て之を考ふれば、本店は素より準備金に富むを以て此明文を実行するを得れども、支店に至ては本と便宜上より開設せる者なれば、幾許の数额と雖も即座に兌換することは到底能し難しとす、何となれば兌換銀行券は準備金の比例に従ひ発行するが故に、予算外なる多額の正貨を蓄積して兌換請求者を待つ能はざ<sup>(19)</sup>」るため但し書が追加されたと説明されている<sup>(19)</sup>。もっともなことで考えられるが、このなかで準備金に「比例」して発行するという発言のあったことは興味をひかれる点であろう。

### 兌換銀行券の発行

明治18年5月9日、本行は初めて兌換銀行券（10円券）を発行した。これにより本行は、銀行券を発行しない単なる「中央商業銀行から中央發券銀行へと脱皮発展」したといわれている<sup>(20)</sup>。その意味では、18年5月に「ほんらいの中央銀行としての第一歩がふみだされた」といえないこともないが<sup>(21)</sup>、記念すべき5月9日の兌換銀行券発行残高（当時のいわゆる発行高から手元在高を差し引いた流通高）は、121万200円に上り、6月末には380万1330円を数えた。また、本行の正貨準備高も5月末の279万円から6月末には406万円に増え、発行高に対する準備

率は106.8%にも達した。

18年9月4日、10円券に続いて1円券・6万円と100円券・110万円の製造も完了したので、同月7日、本行は大蔵卿に対し、「先般御届ノ上極度五百万円迄ヲ発行仕居候処、此度百円券壹円券ノ二種製造出来仕候ニ付テハ、右二種ヲ合セ更ニ百万円ヲ発行可致存候、尤引換準備之義ハ流通高相当之銀貨ヲ備へ置可申」旨を申し出、翌8日から1円券と100円券の発行も開始した。次いで5円券・250万円の製造も終わったので、12月28日、さらに発行極度額を100万円引き上げて700万円とする旨を大蔵大臣に届け出たうえ、翌19年1月4日から5円券の発行を始めた。これで本行の発行した兌換銀行券の券種は1円・5円・10円・100円の4種となったが、兌換銀行券条例上認められていた20円・50円・200円の3券種は当時ついに発行されることなく終わった。

明治18年5月に兌換銀行券が初めて発行されて以来、その流通は極めて順調であり、兌換銀行券に対する需要も漸次増大してきたので、19年2月1日、発行極度額を900万円に引き上げたが、3月4日に大蔵大臣より、発行極度額を一挙に2000万円に増額し、そのうち600万円は金札引換公債を、さらに600万円は各種公債を抵当として発行すべき旨内達があった。その後も、兌換銀行券に対する需要の増進からその発行高はかなり急速な勢いで増大し、早くも19年6月末には1900万円を超える状況であったので、その後必要の都度所要の手続きを経て発行額を逡増した。明治21年8月に後述のように兌換銀行券条例が改正されるまでの兌換銀行券発行状況は、表3-1のとおりである。その流通は極めて円滑であっ

表 3-1 兌換銀行券発行高

(単位：千円)

明治 年/月末	1 円 券	5 円 券	10 円 券	100 円 券	合 計
18/ 6			3,801(100.0)		3,801
12	282( 7.1)		2,821( 71.3)	854(21.6)	3,956
19/ 6	7,316(38.4)	4,572(24.0)	5,808( 30.5)	1,348( 7.1)	19,045
12	17,824(45.1)	10,371(26.2)	10,121( 25.6)	1,234( 3.1)	39,550
20/ 6	21,717(49.6)	10,394(23.7)	10,257( 23.4)	1,433( 3.3)	43,801
12	32,379(60.6)	8,922(16.7)	10,706( 20.0)	1,449( 2.7)	53,455
21/ 6	32,860(64.8)	8,927(17.6)	8,236( 16.2)	686( 1.4)	50,709

(注) かっこ内は構成比(%)。

(出所) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、大正2年、262～264ページ。

### 3. 兌換銀行券の発行

たことが知られる。

この間の兌換銀行券発行準備についてみると、当初はすべて銀貨であったことはいうまでもないが、19年4月からは金貨が、同年8月からは金塊が加えられた。表3-2は各期末における発行準備の内訳と発行高に対する正貨準備率を示したものである。期末で見ると限り正貨準備率は50%を割ることがなかった。また、表3-3は期中兌換銀行券交換高を示したものであるが、明治18年上期～21年上期の間では銀貨の受入超・兌換銀行券払出超となっていた点は注目されよう。

表 3-2 兌換銀行券発行準備

(単位：千円)

明治年/月末	金貨・金塊	銀貨・銀塊	正貨準備計	公債	証券	保証物件計	合計	正貨準備率
18/6		4,058	4,058(100.0)				4,058	106.8
12		3,311	3,311(83.7)	645		645(16.3)	3,956	83.7
19/6	50	11,011	11,061(58.1)	7,984		7,984(41.9)	19,045	58.1
12	295	23,560	23,855(60.3)	11,087	4,608	15,695(39.7)	39,550	60.3
20/6	295	24,097	24,393(55.7)	15,525	3,884	19,409(44.3)	43,801	55.7
12	645	30,935	31,580(59.1)	16,571	5,304	21,875(40.9)	53,455	59.1
21/6	1,250	29,259	30,509(60.2)	15,480	4,720	20,200(39.8)	50,709	60.2

(注) 1. カッコ内は構成比(%)。

2. 正貨準備率(%)=正貨準備高÷兌換銀行券発行高。

(出所) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、301～302ページ。

表 3-3 兌換銀行券交換高

(単位：千円)

明治年/期	(A) 銀貨受入 兌換券払出	(B) 兌換券受入 銀貨払出	A-B (C) (兌換券受(△) 払超(高))	(D) 紙幣受入 兌換券払出	(C+D) (兌換券受(△) 払超(高)計)
18/上	1,653	1,611	42	1,122	1,164
下	9,246	13,501	△ 4,255	1,691	△ 2,564
19/上	23,995	13,655	10,340	5,406	15,746
下	24,083	18,771	5,312	7,512	12,824
20/上	14,730	18,678	△ 3,947	7,683	3,736
下	18,191	20,966	△ 2,775	5,478	2,703
21/上	16,870	17,616	△ 745	5,320	4,575
累計	108,767	104,796	3,972	34,212	38,184

(出所) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、361ページ。

以上のように、10円券をはじめ4券種の兌換銀行券を発行するに至ったこともあって、明治19年3月1日、本行は兌換銀行券に関する本店事務分掌を改め、文書局予備銀券係と金庫局銀券課を廃止して新たに文書局中に銀券発行部（製造・発

行・準備の3課)を設け、兌換銀行券の印刷・押印、製造銀行券の調査・計算、予備銀行券の受払い・保管に関する事務は製造課、兌換銀行券の発行・交換、日常取引上の受払い、偽造券の処分に関する事務は発行課、発行銀行券準備金の出納、廃棄券の処分、総括計算に関する事務は準備課の所管とすることにした。

日本銀行兌換銀行券はその発行開始以来着実に世の信認を得、順調に流通過程に浸透していった。明治21年7月末の発行高(5136万円)はついに政府紙幣のそれ(4869万円)を上回り、紙幣・銀行券流通高の40.1%を占めるに至った。また、同年末の金銀貨・補助貨等も含む現金流通高(1億8673万円)中に占める兌換銀行券の比率は33.7%に及んだ<sup>(23)</sup>。しかし、銀行券発行制度はなお確定したとはいえなかった。田口卯吉も同年8月にこれまでの銀行券発行制度の在り方を回顧し、兌換の制度ははまだ確定していなかったとして、次のように述べている。「何となれば兌換に要する準備金の制の如きは、単に日本銀行は兌換銀行券に対し相当の銀貨を置き其引換準備に充つべし(第二条)とありて、幾何の準備金を保存すべきやは尚ほ未定に属したればなり。去れば今日に至る迄準備金の多少は、偏に日本銀行主任者の意思に一任したるものにして、政府も人民も表面上に於ては一言半句の議論を容るる能はざりしなり。兌換法創立の初めにありては此の如きも素より止むを得ざる義なりとは云へ、其機関の運転既に滑かに成就したる今日に於ては、宜しく速かに制度を立てて以て規制する所なかるべからず<sup>(24)</sup>」と。発行制度確立の機運は熟していたといえよう。

- (1) 松方正義「紙幣整理概要」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第16巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収)162ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) この上申書は明治財政史編纂会編『明治財政史』第14巻、明治財政史発行所、昭和2年、258~265ページにも収録されているが、ここでは日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、大正2年、2~9ページに収録されたものに基づいて記述した。なお、原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (3) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、昭和33年、1003~1004ページを参照。
- (4) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、123ページ。
- (5) 鈴木武雄『近代財政金融』春秋社、昭和32年、107ページ。
- (6) 「元老院会議筆記」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻、昭和34年)119~120

### 3. 兌換銀行券の発行

ページを参照。

- (7) 同上、120～121ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (8) 同上、122ページ。
- (9) 前掲『明治財政史』第14巻、267ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (10) 前掲「元老院会議筆記」122ページ。
- (11) 同上、126～127ページ。
- (12) 前掲『日本銀行制度改革史』118ページ。
- (13) 同上、118ページ。
- (14) 前掲『近代財政金融』94ページ。
- (15) 大正6年11月1日の金貨本位実施満二十年記念会における松方正義の講演（前掲『日本金融史資料』明治大正編第17巻、昭和33年、所収）688ページ。
- (16) 明治21年7月17日の元老院会議における松方正義の説明（前掲「元老院会議筆記」）138～139ページ。
- (17) 前掲『明治財政史』第14巻、267ページ。
- (18) 詳細は日本銀行調査局編『図録 日本の貨幣』第8巻、東洋経済新報社、昭和50年、137～151ページを参照。
- (19) 明治18年5月5日の元老院会議における政府委員の説明（前掲「元老院会議筆記」）135ページ。
- (20) 岡橋保『銀行券発生史論』有斐閣、昭和44年、375ページ。
- (21) 同上、182ページ。
- (22) 当初、金庫局銀券課は文書局予備銀券係の保管する予備兌換券を発行のため同係から受領した時は、兌換銀行券在高帳に同額の「発行高」と「手許在高」を記帳し、実際に本行窓口から払い出すため金庫局出納課に兌換券を引き渡した時に「手許在高」からその額を引き落とすことになっていた。この「発行高」の累計から「手許在高」を差し引いた額を「流通高」と称した。その後明治19年4月から従来の「発行高」を「発行元高」に、「流通高」を「発行高」に改め、この「発行高」から営業ならびに国庫関係の本支店手許在高を差し引いたものを「流通高」と称することになった。今日の観念からいえば「流通高」が発行高に相当する。なお明治24年3月から営業関係の手許在高は還収とみなされることになり、「流通高」の科目は廃止された。
- (23) 朝倉孝吉・西山千明編『日本経済の貨幣的分析：1868-1970』創文社、昭和49年、による。
- (24) 田口卯吉「兌換制の基礎成れり」（明治21年8月）（鼎軒田口卯吉全集刊行会編『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、同人社、昭和2年、所収）90ページ。

## (2) 国立銀行券（国立銀行紙幣）の消却

### 国立銀行条例の改正

大蔵卿松方正義が非常な決意をもって推進した紙幣整理の眼目は、「紙幣を兌換券となし何時にても正貨と交換することを得せしめ、同時に之を統一して全国画一のものとする」点にあったことはいうまでもない<sup>(1)</sup>。中央銀行である本行の創立はその「第一着手をなしたるもの」であったが、「既に日本銀行の設立を遂げれば」松方が「直に進みて国立銀行紙幣の処分に着手」するに至ったのは当然の成行きであった<sup>(2)</sup>。

明治16年（1883年）3月24日、松方大蔵卿は太政官に対し「国立銀行条例中改正ノ議」<sup>(3)</sup>（国立銀行条例改正趣旨書添付）を提出し、次の3点を建議した。第1は、各国立銀行の営業期限満了とともにその紙幣発行を禁止することである。そのねらいは「一は以て国内流通の紙幣を減少して之を適度に復せしめ、一は以て紙幣各種に渉るの大弊を洗除し、他日画一の幣制を全国に布かんとする」ことにあった<sup>(4)</sup>。しかし、営業期限満了と同時に一挙に国立銀行紙幣を消却することは、金融経済上急激な変動を招くだけでなく、国立銀行自体も資力の著しい減退を免れず、その破綻が相次ぐという惨状を引き起こすおそれもあった。したがって、「現在発行高の幾分を逐年消却するものとし……他日兌換の制を立るの順路を開く」ようにしなければならなかった<sup>(6)</sup>。

このため「各国立銀行の準備金を以て日本銀行に預托せしめ、日本銀行をして銀行紙幣の消却を負担せしむる」というのが、建議の第2点であった。すなわち、「日本銀行にて此準備金を以て公債証書を購求し、其利子を以て年々紙幣消却の元資に充て、而して各国立銀行は更に利益金の内より紙幣下付高に対し年式分五厘に当る金額を引去り、之を日本銀行に預けて公債証書を買入れ、其利子を以て又紙幣消却の元資に供」させるなどして国立銀行紙幣の消却を進め、「十五年の後に至り」なお未消却残高がある時は「右公債証書を売却して悉く之を消尽」させようというのである<sup>(7)</sup>。

建議の第3点は、「国立銀行創立以来事業年を逐て拡張し、其効績観るべき者

なきに非ずと雖ども、或は当業其人を得ず經紀其宜を失ひ、一敗復た自立する能はざるもの往々有之、一国の財政上之が為めに影響を蒙る実に淺尠ならず、因て今将来管理の方法を講究し、以て之を匡救維持する所あらんとす」ることであつた。<sup>(8)</sup>

太政官は上記建議を直ちに採納し、16年5月5日、太政官布告第14号により国立銀行条例の改正を実施した。以下は改正の要点である。

イ、国立銀行は営業期間（開業免許下付の日から20か年）満了後、私立銀行として業務を継続することができるが、紙幣の発行は認めない。

ロ、国立銀行紙幣の通貨への引換え請求があれば、日本銀行において引換えを行う。

ハ、国立銀行は次の方法により営業期限内にその発行した紙幣を全額消却する。

(イ) 紙幣引換準備金、つまり政府から下付された銀行紙幣高の25%に当たる金額を、大蔵卿の指定する期限までに日本銀行に預け入れ、紙幣消却の元資に充てる。

(ロ) 每期利益の多少にかかわらず、銀行紙幣下付高の年2.5%（每期1.25%）に当たる金額を日本銀行に預け入れ、紙幣消却の元資に充てる。

(ハ) 日本銀行は(イ)、(ロ)の金額を預かり、各国立銀行と別段の約定を結んで、流通中の国立銀行紙幣を消却し大蔵省に納付する。大蔵省はこの銀行紙幣を焼却し、その都度公告する。

### 国立銀行紙幣の消却命令

国立銀行条例改正後5日たった明治16年5月10日、大蔵卿は各国立銀行に対し紙幣消却の方法について命令するとともに、翌11日、本行に国立銀行紙幣消却事務の取扱いを命じ、具体的な消却方法を定めた命令書を下付した。<sup>(9)</sup> その大綱は当然のことながら国立銀行条例改正規定と異なる所がなく、各国立銀行に紙幣引換準備金と每期利益金の一部を銀行紙幣消却の元資として本行に積み立てさせ、本行はこの元資を利付国債に運用し、その利子によって国立銀行紙幣を消却していくことになっていた。

この消却の具体的方法として、国立銀行紙幣消却元資を合同運用して得た每期

の利益を銀行ごとに区別し、その金額に相当する当該国立銀行紙幣を消却することは、広範囲にわたって流通している銀行紙幣を取りまとめるのに時間を要するだけでなく、時々交換運送する必要があったため費用の増大と勘定整理の遅延を免れず、取扱い上甚だ不便であると考えられた。本行は消却元資の運用と同じく紙幣消却もまた「合同して処分するを可なりと思惟」したが、「多数の国立銀行亦本行と其意見を同うし」、消却方法変更の稟議を本行に依頼した。<sup>(10)</sup>このため、16年5月21日、本行は各国立銀行の提出した合同消却処分見込書を添えて、銀行紙幣消却に関する上記命令書の変更および合同消却方法の令達方を大蔵卿に稟申した。<sup>(11)</sup>

5月30日、本行および各国立銀行に対し、「日本銀行に於て各国立銀行の紙幣を消却するは毎季紙幣消却元資金より生ずる利子の金額を準拠とし、総体の発行高を合同して便宜之れを消却処分するものとす」る「銀行紙幣合同消却方法」が達せられた。これにより合同消却の方法が取られることになり、「其年の都合によりては、一銀行の計算に於て或は紙幣発行高と其実際の消却高とに過不足を生ずる事あるべしと雖ども、終期に至りて悉皆其消却を完了すべきものと」され<sup>(12)</sup>た。

このようにして国立銀行紙幣消却の方法も確定したので、本行は銀行札支消掛を置き、委員を設けて消却事務を取り扱わせるとともに、銀行紙幣消却に関する大蔵卿の命令書第19条に基づき各国立銀行と締結すべき約定書案を作成し、6月7日、大蔵卿に認可の申請を行った。同月12日、上記約定書につき大蔵卿の認可を得たので、全国の国立銀行141行（当時営業停止中の大阪第二十六国立銀行を除く全行）に約定書を送付し、8月にはすべての締約を終了した。

次いで8月13日、本行は銀行総会の議決に基づき銀行札支消掛に代えて銀行札支消局を設置することを大蔵卿に稟申したが、11月8日、局とせず別に一部を設けて銀行紙幣支消部と称するよう指令されたので、直ちに同部（部長は理事、消却・計算の2係制）を設置し、同月29日、大蔵卿の許可を得て「銀行紙幣支消部仮内規」を制定した。ちなみに、銀行紙幣支消部は明治23年1月の本行組織の改正に伴い廃止され、その分掌事務は銀券局に引き継がれた。

### 国立銀行紙幣消却の仕組み

本行と各国立銀行との約定書によると、国立銀行紙幣消却の具体的方法は次のとおりであった。

- イ、国立銀行は紙幣消却元資金として紙幣引換準備金の半額を明治16年6月末までに、残り半額を10月末までに本行に預入するとともに、流通紙幣残高の変動とは関係なく、毎期、利益金の多少にかかわらず銀行紙幣下付高の年2.5%（毎期1.25%）に相当する金額を本行に預入する。これら預け金は原則として営業期限内は引き出すことができない。前者の預け金を「準備金」、後者のそれを「積立金」と呼び、両者を総称するときは「銀行紙幣消却元資」と呼ぶ。
- ロ、本行は上記銀行紙幣消却元資で利付国債を買い入れ、本行の記名国債にしてこれを保管し（この国債を「元資公債証書」と称する）、それから得られる年年の利子で流通国立銀行紙幣を合同消却の方法により消却する。本行は消却元資、つまり国立銀行の預け金に対しては利子を付さない。
- ハ、本行は消却した国立銀行紙幣に消印をなし、1か月分を取りまとめて明細表添付のうえ大蔵省に上納するとともに、明細表の写を各国立銀行に送付する。大蔵省は上納された消却済国立銀行紙幣を焼却し、その都度公告する。
- ニ、元資公債証書のうち抽せん償還されるものがあつた場合は、本行はその償還金で他の国債を買い入れ紙幣消却の元資に加える。
- ホ、国立銀行の営業年限満了時になお消却未済の国立銀行紙幣がある場合は、積立金および上記抽せん償還金によって買い入れた元資公債証書を時価で売却し、その代金により消却する。もし余剰が生じた時は当該国立銀行に還付するが、なお不足する時は準備金で買い入れた元資公債証書の売却代金で消却を行う。消却を完了した場合は、準備金および上記抽せん償還金で買い入れた元資公債証書を原価で当該国立銀行に譲渡し、準備金を返還する。

このように国立銀行紙幣消却の方法は定まったが、政府はどのような成算を胸に秘めていたのであろうか。国立銀行条例改正当時、当局者はその実現可能性を検討した「国立銀行紙幣消却方案」を作成・発表しているが、その大要は以下の<sup>(13)</sup>とおりであった。

まず前提条件として、国立銀行の大多数は明治11、12年の交に創立され、その営業年限は明治16年から数えれば向こう15年間であるものが多いので、16年度から国立銀行紙幣の消却を開始し、この15年間に、つまり明治30年にはすべて完了するものとする。また、第十五国立銀行の対政府貸付金のうち240万円は16年度中に返済されるので、現在の国立銀行紙幣発行高から240万円を差し引き、その結果準備金の銀行紙幣発行高に対する割合はそれだけ増大するとする。

次に、国立銀行の紙幣引換準備金現在高の総額795万3220円で、7%利付国債を現在の市場価格額面100円につき80円の割合で購入すれば、その券面額は994万1525円に達し、毎年の利子収入は69万5906円75銭となり、15年間の利子収入総額は1043万8601円25銭となる。一方、毎期の利益金から預入される積立金は、現在の国立銀行紙幣発行高3181万2880円に対し年79万5322円となるので、この積立金で7%利付国債を市場価格80円で購入すると、その券面額は99万4152円50銭となり、年間の利子収入は6万9590円67銭5厘となるが、15年間の累計では購入国債は1491万2287円50銭、利子収入は835万881円に達する。

以上の紙幣消却元資運用収入金（国債利子収入）を合計すると、15年間で1878万9482円25銭の国立銀行紙幣を消却することができる。現在の同紙幣発行高3181万2880円からこれを差し引くと、1302万3397円75銭が消却未済として残るが、積立金で購入した利付国債を売却すれば、売却価格を額面100円につき80円としても1192万9830円を取得できるので、これを銀行紙幣の消却に充てれば消却未済額は109万3567円75銭となる。

しかし、国立銀行紙幣の消却期間15年の間には国債の抽せん償還があり、償還差益を得ることができる。今、元資公債証書のうち毎年2%が抽せん償還され、国債価格は額面100円につき明治16年～18年中は80円、19年～22年中は85円、23年～26年中は90円、27年～29年中は95円、30年には100円になると仮定すれば、抽せん償還金でさらに利付国債を購入していくと、準備金による購入国債の利子収入総額は1073万8982円51銭1厘、積立金によるそれは799万2223円95銭8厘となる。この両利子収入額に、積立金による購入国債1379万1515円32銭7厘（額面、明治30年には市場価格も券面額になると想定）を加えれば3252万2721円79銭

### 3. 兌換銀行券の発行

6 厘となり、現在発行されている国立銀行紙幣3181万2880円を完全に消却し終って、なお70万9841円79銭 6 厘の余剰を生ずる。

万一、予想に反して銀行紙幣消却資金に不足を生じても、準備金および前記抽せん償還金で購入した利付国債が1035万8480円26銭になると見込まれるので、これを売却すれば国立銀行紙幣の消却は十分可能である。

上述のように「国立銀行紙幣消却方案」は、明治30年には銀行紙幣を完全に消却できると見込んでいたが、その成否の鍵は国債利子収入のいかにあり、それはまた準備金と積立金によりどれだけの券面額の国債が購入できるか、その国債の表面利率は何%であるかにかかっていたことは明らかである。その辺に狂いが出れば計画倒れになるおそれがあったことはいうまでもない。

#### 国立銀行紙幣の消却状況

前述のように、各国立銀行の保有する紙幣引換準備金の半額は、紙幣消却元資として明治16年6月30日までに本行に預入すべきことになっていたが、本行と銀行紙幣消却に関する約定を締結した国立銀行141行のうち125行がその預入を終わった（預入額計370万2610円）ほか、15行が準備金の全額を一度に預入した（同49万8000円）。預入をしなかったのは松江第七十九国立銀行（明治16年9月11日営業停止、翌17年6月2日業務再開）のみであった。

本行は預入された上記準備金合計420万610円で直ちに利付国債を購入しようとしたが、当時国債価格は日々上昇傾向にあり、前述の国立銀行紙幣消却方案が見込んでいた国債価格（額面100円につき80円）を少なからず上回っていた（七分利付金禄公債の明治16年中平均価格は83円94銭7厘）。このことは、銀行紙幣消却元資によって購入できる利付国債の券面額が予定を下回り、したがって国債利子収入、つまり銀行紙幣消却高もそれだけ予定より減ることを意味し、「此影響は独り国立銀行の利害に関するのみならず、本邦幣制改革の進行上にも亦関係する所あるを以て、其結果は頗る重大<sup>(14)</sup>」であると考えられた。本行は再三にわたり政府と交渉し、ようやく16年6月中の平均価格（七分利付金禄公債83円42銭4厘、同六分利付74円42銭4厘）で政府から国債の払下げを受けることができた。

しかし、その後も国債価格の上昇には著しいものがあったため、国立銀行も紙幣消却計画にそごが生ずることを大いに憂慮した。8月18日、東京銀行集会所同盟銀行は本行に対し、10月30日までに預け入れることになっていた準備金の残り半額を繰上げ預入するので、前回同様の価格で政府から国債の払下げを受けるよう要請した。本行はこの旨を大蔵卿に稟申したが、8月25日、大蔵卿から願いの向きは聞き届け難いものの、8月中に現金を納付すれば7月中の平均価格（七分利付国債86円4厘）で国債を払い下げる旨指示された。125行の準備金の残り半額（370万2610円）は8月30日までに預入され、本行は政府から六分利付金禄公債480万8340円（価格77円4厘）の払下げを受けた。

一方、明治16年上期分の積立金39万5161円は8月1日までに預入された。この積立金による利付国債の購入は国立銀行の希望により各行から買入れの形式で行われ、その金額は七分利付金禄公債24万4625円（価格86円）、同六分利付4585円（同77円）、同五分利付26万2145円（同68円）、合計51万1355円となった（いずれも券面額）。下期分の積立金39万7161円（17年2月1日までに収納）は便宜上各行の所有国債で預入させたが、以後積立金は国債で代納させることにし、その納入価格は主として東京銀行集会所と協議決定した。

こうして明治16年中に本行が購入した元資公債証書は、準備金による分と積立

表 3-4 国立銀行紙幣消却状況

(単位：千円)

明治・年	消却元資 年末残高	元資公債証書 年末残高	年間紙幣 消却高
16	8,305	10,443	0
17	9,126	11,472	687
18	9,921	12,463	747
19	10,774	13,152	804
20	11,791	14,118	889
21	12,738	14,910	920
22	13,706	15,703	936
23	14,562	16,497	926
24	15,469	17,283	938
25	16,491	17,993	938
26	18,369	18,550	1,111

(出所) 日本銀行保有資料『紙幣消却交換事務書類』明治32年、所収。

金による分とを合わせて1047万4085円に上った。そのうち抽せん償還されたものが3万715円あったが、償還分を補充するため他の国債を買い入れ、差益は準備金と積立金に区別して消却元資に繰り入れられた。もっとも、国立銀行から買い入れた国債の一部の送達が遅延し、元資公債証書が完全にそろわなかったため、明治16年中はついに国

### 3. 兌換銀行券の発行

立銀行紙幣の合同消却を実施することができなかった。

合同消却が開始されたのは翌17年2月からであった(2月中消却高3万3451円)が、消却の進行状況は必ずしも順調とはいえなかった(表3-4)。消却を開始してから10年を経過した明治26年までの国立銀行紙幣消却の進捗率は29.2%にとどまり、計画の38.5%を2割4分方下回った(表3-5)。その主たる原因は、皮肉にも、政府紙幣の急速な整理消却に起因する景況の沈滞、これに対応する金融緩慢に伴い国債価格が上昇したことにある。前述のようにその傾向は既に銀行紙幣の消却に着手したころから見られたが、七分利付金禄公債の価格は明治18年12月には額面を上回るに至り(100円62銭7厘)、以後その償還時(明治24年9月末)までそうした状態が続いた。当初消却予想をたてた時には、明治16年~22年中の同公債価格は80円または85円と見込んでいたので、消却の実績が計画をかなり下回ったのは当然であった。また、政府が明治19年10月制定の整理公債条例により五分利付整理公債を発行し、6%以上の利付既発国債を整理し始めたことも、銀行紙幣の消却速度を鈍らせることになった。明治19年末には元資公債証書

表 3-5 国立銀行紙幣消却の計画と実績

(単位:千円)

明治・年	計 画			実 績		
	紙幣下付高	31,813		同 左	31,693	
	年間消却高	消却高累計	進捗率(%)	年間消却高	消却高累計	進捗率(%)
16	765	765	2.4	110	121	0.4
17	835	1,601	5.0	860	981	3.1
18	905	2,505	7.9	861	1,841	5.8
19	974	3,480	10.9	654	2,495	7.9
20	1,044	4,523	14.2	897	3,393	10.7
21	1,113	5,637	17.7	924	4,317	13.6
22	1,183	6,820	21.4	940	5,258	16.6
23	1,253	8,073	25.4	928	6,186	19.5
24	1,322	9,395	29.5	941	7,127	22.5
25	1,392	10,787	33.9	979	8,106	25.6
26	1,461	12,248	38.5	1,134	9,241	29.2

(注) 1. 「実績」欄の年間消却高と消却高累計には、合同消却高のほか官命鎖店銀行紙幣交換高等を含む。

2. 進捗率は紙幣下付高に対する消却高累計の比率。

(出所) 1. 「計画」は前掲『明治財政史』第13巻、519ページ。

2. 「実績」は同上、335~336ページ。

3. 「実績」欄の紙幣下付高は表3-4に掲げた『紙幣消却交換事務書類』による。

中6%以上の利付国債の占める割合は88.7%であったのに対し、25年末のそれは26.1%にすぎなくなっていた。

当初の見込みでは、国立銀行紙幣の消却は、元資公債証書からの利子収入と積立金で買い入れた国債の売却代金によって、国立銀行の営業期限が到来する明治30年までにはすべて終了し、準備金は各国立銀行に返還できると考えられていた。しかし、上述のような消却実績からすると、準備金で買い入れた国債も売却して紙幣消却資金に充てなければならないのではないか、と予想されるに至った。国立銀行は早くからこの点を懸念していた。明治21年5月、九州銀行同盟会は大蔵省に銀行紙幣消却の猶予を建議し、23年9月には東京同盟銀行も大蔵省に「国立銀行紙幣銷却延期願」<sup>(15)</sup>を提出した。国立銀行の営業満期が近づくとつれて、後述のようにこの問題は議会でも大きく取り上げられるようになるのである。

### 損傷国立銀行紙幣の交換

国立銀行紙幣の消却には損傷紙幣の取扱方も絡んでいた。すなわち明治16年12月26日、大蔵卿は第一国立銀行ほか26行の請願をいれて損傷国立銀行紙幣引換手続を認可し、本行に対してもこの手続に照らして取扱いをするよう達した。同手続によると、国立銀行は汚損・損傷のため通用し難い銀行紙幣を取りまとめ、毎期大蔵省銀行局に納付して同局から預り証を受領し、これを同省出納局に提出して出納局から政府紙幣の下付を受けることになっていた。一方、大蔵省出納局は上記の銀行局預り証を毎年5月と11月に本行に交付し、本行はこれにより国立銀行紙幣を消却したものとみなして、毎期の消却紙幣高に加えることにされていた。

しかし明治19年6月23日、大蔵大臣は本行に対し、損傷国立銀行紙幣と政府紙幣との交換を停止し、銀行局において銀行紙幣と交換することを各国立銀行に達した旨通達してきた。これにより損傷紙幣を直ちに消却高に加える道を絶たれた国立銀行は不便を感じ、同年9月11日、東京銀行集会所は損傷紙幣を毎期消却高に加えることのできる他の方法を考案し、その取扱い手続書を添えて本行に採用方を要請した。10月12日、本行はこれを承諾し、毎期、その期中に消却すべき国

立銀行紙幣の金額の範囲内で損傷銀行紙幣を受け入れ（最低100円）、毎期受け取る元資公債証書の利子で損傷紙幣受入れ高に相当する通貨を引き渡すことにした。

### 鎖店銀行紙幣の引揚げ

明治15年8月24日、飯山第二十四国立銀行は国立銀行条例違反のかどにより同条例第93条（大蔵卿の鎖店命令権を定めた条項）に基づき閉鎖を命じられた。続いて、同年11月22日に大阪第百二十六国立銀行が、翌16年4月5日に須賀川第百八国立銀行が、また同年11月7日には大阪第二十六国立銀行が閉店した。政府は国立銀行条例第96条（大蔵省の銀行紙幣抵当公債没収権を定めた条項）により、これら銀行の銀行紙幣抵当公債証書を没収・売却し、その代り金を基金として当該国立銀行の発行した紙幣の交換を行った。

このような鎖店国立銀行紙幣の交換は大蔵省が担当し、その取扱いを各地の国立銀行および大蔵省為替方に命じてきたが、本行が国庫金を取り扱うことになり、明治16年7月以降各地に国庫金取扱所を設置したので、大蔵省為替方の取扱いが廃止され、国庫金取扱所が交換事務を扱うことになった。ただし、国庫金取扱所のうち国立銀行に委託したものは、大蔵省がその国立銀行の取り扱う鎖店銀行紙幣の交換事務を直接掌握したので、本行は国立銀行以外の国庫金取扱所の交換事務を指揮するにとどまった。しかし、二元的な取扱いは不便であったため、明治22年10月24日、大蔵省の取り扱う交換事務も本行で取り扱うよう大蔵大臣の達しがあった。本行は大蔵省銀行局と協議して「鎖店銀行廃札交換取扱手続」を定め、交換事務の取扱いに当たったが、翌23年4月26日、本行は大蔵大臣から紙幣の交換に関する事務を一括命任せられ、その一環として鎖店銀行紙幣の交換も本行本支店・代理店で取り扱うことになった。

以上のように、政府の紙幣交換基金（明治23年3月の鎖店銀行紙幣交換基金特別会計法により特別会計となる）による鎖店国立銀行の発行した紙幣の引揚げ・消却も実施されたが、明治15年～32年の間における引揚げ額は45万1632円50銭（うち本行取扱い分17万7099円）であった（鎖店国立銀行数は6行）。

## 第2章 草創期の日本銀行

- (1) 前掲「紙幣整理概要」159ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 同上、159ページ。
- (3) 「松方伯財論策集」(大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第1巻、改造社、昭和6年、所収)447～452ページ。
- (4) 同上、447ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた、以下同じ。
- (5) 当時は国立銀行の発行する銀行券は「国立銀行紙幣」と呼ばれていたもので、日本銀行兌換銀行券との混同を避けるため、本項ではあえて当時の用語を用いて記述することにした。
- (6) 前掲「松方伯財論策集」447ページ。
- (7) 同上、451ページ。
- (8) 同上、447～448ページ。
- (9) 大蔵卿の本行および国立銀行に対する命令書は、前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、昭和32年、附録、100～106ページに収録されている。
- (10) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、718ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (11) 本行の大蔵卿に対する「各国立銀行紙幣合同消却之義ニ付請願」は、前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、附録、109～110ページに収録されている。
- (12) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、718ページ。
- (13) 同上、720～724ページを参照。
- (14) 同上、735ページ。
- (15) 前掲『明治財政史』第13巻、昭和2年、524～528ページを参照。

### (3) 政府紙幣の銀貨兌換

#### 政府紙幣の兌換開始

既に述べたように、紙幣の価値はほとんど回復し、政府所有の正貨準備も大いに充実した(明治17年末現在3357万円、政府紙幣流通高9338万円)うえ、明治18年(1885年)5月9日には日本銀行兌換銀行券も発行されるに至った。こうした情勢のもと松方大蔵卿は「政府紙幣兌換の準備既に全く整頓せるものと謂ふべし」と考<sup>(1)</sup>え、18年5月13日、太政官に対して「政府紙幣交換ノ議」を提出し、①明治19年1月1日から政府紙幣の正貨兌換に着手する、②まず政府の現在保有する正貨をもって兌換を行い、以後、毎年紙幣消却準備金により正貨を鑄造し兌換に備え

### 3. 兌換銀行券の発行

る、③政府紙幣の兌換事務はすべて日本銀行に取り扱わせる、ことを建議した。<sup>(2)</sup>

この建議は直ちに採用され、18年6月6日、「政府発行ノ紙幣ハ来明治十九年一月ヨリ漸次銀貨ニ交換シ其交換シタル紙幣ハ之ヲ消却スヘシ」とする太政官布告第14号が公布された。またこの布告により、政府紙幣の銀貨との交換手続は大蔵卿がこれを定め、その事務は本行に取り扱わせることとされたが、「紙幣交換手続」は11月10日に本行に達せられ、12月28日には大蔵省出納局長から「紙幣交換手続細則」が示された。この手続と細則はその後改正（19年4月1日実施）されたが、50銭以下の損傷紙幣と補助貨との交換事務の取扱いも命じられた以外は大きな変更はなかった。

政府紙幣の兌換事務取扱いを命じられた本行は銀貨紙幣交換順序を制定し、18年12月8日に一部修正のうえ大蔵卿の認可を得、同月10日、この交換順序に準拠して支店銀貨紙幣交換順序を定めた。こうして19年1月から、本店では金庫局出納課が、支店では金庫課出納係が交換事務を取り扱うことになったが、当時は銀貨と紙幣との価値の開きも消滅していたうえ、一般に紙幣のほうが使用に便利であったということもあって、銀貨との交換を請求する者は非常に少なかった。明治19年1月から23年3月までの4年3か月間における、一般国民・銀行会社の請求に基づく交換高は890万円余にとどまった。しかし、政府および本行が収納した政府紙幣で消却のため銀貨と交換されたものは3430万円に上り、これを合わせると4334万6716円の政府紙幣が消却されたことになる。<sup>(3)</sup>この結果、各種紙幣・銀行券流通高中に占める政府紙幣の割合は、19年1月初めの72.3%から23年3月末には27.8%に大きく後退した。この間、国立銀行券の比重は24.7%から18.3%に低下したにすぎなかったのと比べれば、政府紙幣の整理は著しい進展を示したといえてよい。

それにもかかわらず、23年3月末の政府紙幣流通高はなお4007万円弱に達していた。政府の準備金のみでは、早急な整理は到底行いがたいことは明らかであった。このため政府は、後に述べるように明治21年8月1日に兌換銀行券条例を改正して保証発行限度を7000万円に拡張した際、そのうち2200万円を政府紙幣消却のため借り入れる（金利年2%）ことにした。もっともこの借入れはすぐには実

## 第2章 草創期の日本銀行

行するに至らなかったが、23年5月17日に保証発行限度を8500万円に引き上げた時、政府紙幣消却のための本行からの借入れ2200万円は無利息とすることにし、同年10月30日から借入れを行った。この借入金は、これより先の3月28日公布の法律第24号に基づき、政府の準備金1000万円で設けられた紙幣交換基金（特別会計）に加えられ、この基金3200万円によって23年3月末における1円以上の政府紙幣流通残高3200万円を消却し、50銭以下の分800万円は一般会計から交換基金に繰り入れられる資金によって消却することにされた。

ちなみに、明治23年4月から、政府紙幣が通用廃止となった明治32年末までの1円以上の政府紙幣交換高は2896万187円50銭、同50銭以下の交換高は661万9339円45銭であった。

### 政府紙幣兌換の評価

終生政府に対する批判者として通したといわれている田口卯吉<sup>(4)</sup>も、明治19年1月からの政府紙幣の銀貨兌換開始は「維新以来の美挙」であり、「誠に財政上の一大美事にして、長く我国の史乘に光輝を存するもの」と称賛している<sup>(5)</sup>。また、明治20年1月6日の『東京日日新聞』は次のように記している。明治19年「一月四日よりして、日本銀行は交換を開きたるに、請求者は思ひ設けたるよりも少なくして、幾ど其の人を見ざる程にてありぬ。何時にても交換さへ為し得べき性質

表3-6 通貨流通高

(単位：千円)

明治 年末	兌換銀行券	政府紙幣	国立銀行券	本位貨 (金貨・銀貨)	補助貨 (銀貨・銅貨)
15		109,369	34,385	26,892	19,730
16		97,999	34,276	29,851	20,500
17		93,380	31,016	32,136	21,446
18	3,956	88,345	30,155	31,657	24,009
19	39,550	67,801	29,501	13,752	24,332
20	53,455	55,815	28,604	16,374	26,157
21	65,771	46,735	27,680	22,535	26,782
22	79,109	40,913	26,739	28,388	25,680

(出所) 朝倉孝吉・西山千明編『日本経済の貨幣的分析：1868-1970』創文社、昭和49年。ただし兌換銀行券は、前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、262～265ページに掲載の毎月末発行高による（なお国立銀行券の数字は、国立銀行券下付高である）。

### 3. 兌換銀行券の発行

の紙幣たる以上は、重量の銀貨を所持して何かせむ、紙幣こそ軽便にて……此の時よりして紙幣は銀貨と同価に常住して復た蝨毛の差価を現さず、十八年間に困厄したる不換紙幣の弊害は遂に此日を以て之れを排却するの慶を得たり」と。

明治20年5月5日、銀行集会所同盟銀行は鹿鳴館において「貨幣制度の整理を祝して当路諸公の功勞を謝す」宴会を開いた。その席上、同盟銀行代表渋沢栄一は以下のように演説した。<sup>(6)</sup>明治15年に日本銀行が創立され、その条例中に兌換銀行券の制を設けて18年5月初めて兌換銀行券を発行し、19年1月に至りついに政府紙幣兌換の制を実行することができた。「我邦貨幣の制度は今日に於て已に完整したるものと云べく……邦家の為に之を祝し之を謝」する次第である。紙幣整理の進展に伴い「不景気の歎声街衢に充滿し、世人往々之を紙幣減殺の罪に帰するもの」があったが、その際「若し大蔵大臣が鞏固不拔の精神を以て深く真理を洞看し、兌換制度の美を確信して早く自家の脚根を立つるに非ざりせば、或は其銳気を挫折し其方針を転ずることなきを保つべからざる」ことになったであろう。19年1月に「兌換の功を奏」しえたのも、松方大蔵大臣が世間不景気の嘆声にもかかわらず「一意紙幣の減殺を力行した」ことによる、と。

政府紙幣の兌換開始に対する上述のような世評については、改めて説明する必要はあるまい。その功をひとり松方のみに帰することが適切かどうかは別として、「紙幣を兌換券となし何時にても正貨と交換することを得せしめ」という紙幣整理の眼目は達成することができた。「全国画一のものとする」という目標達成に向かう体制も整えられ、着実に稼動し始めていた。<sup>(7)</sup>渋沢は「宴会を開きて謝意を表するの好時期」と述べたが、<sup>(8)</sup>日本銀行兌換銀行券発行制度を固める好時期でもあったといえよう。

(1) 松方正義「紙幣整理始末」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻所収)76ページ。

原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。

(2) 前掲「松方伯財政論策集」294～295ページ。

(3) 前掲「紙幣整理概要」163ページ。

(4) 大内兵衛「鼎軒田口卯吉全集第七巻」解説(前掲『鼎軒田口卯吉全集』第7巻所収)29ページ。

(5) 前掲『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、69ページ、80ページ。

- (6) 前掲「松方伯財政論策集」608～610ページ。
- (7) 前掲「紙幣整理概要」159ページ。
- (8) 前掲「松方伯財政論策集」610ページ。

#### (4) 発券制度の確立

##### 兌換銀行券条例改正の議

明治21年(1888年)7月13日、松方正義蔵相は「我国幣制の基礎を確定するの機熟するを察し」、黒田清隆首相に「兌換銀行券条例中改正ノ議」(改正理由書添付)を提出した。この建議によると、「紙幣の整理着々歩を進むと雖も」政府紙幣の流通高は今なお少なくなく、紙幣「消却の功未だ全く了せず、幣政の整理上正に一實の功を欠くの憾」があった。そこで「日本銀行に付与せられたる兌換銀行券発行の特権を拡張鞏固にし、其発行券の幾分を低利若くは無利子にて借上げ、以て政府紙幣を消却する」ことは「最も当今の事宜に適する<sup>(3)</sup>」と思われるので、兌換銀行券条例の一部改正を行おうというのであった。

21年6月末の政府紙幣流通高はなお4934万円に上っていたことからすれば、上記建議の言い分はうなずけよう。紙幣整理の究極的目的は、紙幣の兌換化を図るだけではなく政府紙幣をすべて消却して「終に兌換銀行券の一種に帰せしむ」ることにあつたが、兌換銀行券を「流通の基礎」とするには、「兌換券を以て政府紙幣に代らしめ、彼是消長して市場の劇動を避くるの方法を画」することが不可欠であつた<sup>(4)</sup>。その点では、松方の建議は日本銀行兌換銀行券発行制度の確立を目指すものであつたといえよう。松方は後述する元老院会議において、「従来判然たらざる引換準備の額を確定して法律上判明ならしむる」のが本改正の「眼目」であると述べている<sup>(5)</sup>。

##### 発券制度の諸類型

松方がいかなる発券制度を採用しようとしたかは、上記建議に添付された「兌換銀行券条例改正理由書」に詳しく述べられている<sup>(6)</sup>。

改正理由書によれば、<sup>(7)</sup>ヨーロッパ諸国の中央銀行が採用している主な発券制度は、「準備比例法」、「発行制限法」、「制限屈伸法」、「比例伸縮法」の四つに分けられる。第1の準備比例法とは、「発行高に対して正貨準備の比例を定むるもの」であり、今日用語でいえば比例準備法に当たるが、「必ず法律上の比例に應ずる正貨準備（例へば発行高三分の一）を要する」ので、「一朝不幸にして信用壊乱し、又は外国貿易の変動に由り、正貨の需要を来し銀行の準備減少すれば、其減少額三倍の銀行券を市場より引揚げざるを得ず、為めに益々市場の狂瀾を發動するの結果を致す」弊害がある。また、法定準備率をようやく満たすだけの正貨準備しかない時は、1円たりとも兌換に應ずることができないという問題があり、この制度は現に保有する準備を活用できないという欠陥がある。この準備比例法を採用しているイタリアやスペイン等では、そのような弊害を招来したり、欠陥を暴露したりしたことはないけれども、それは「発行法の完美なるが為めにあらず」「銀行者の戒慎と熟練とに由るもの」である、と述べている。

第2の発行制限法とは、「正貨準備なきの発行高を定め之を超過する高は必ず全額準備を要し、之なきの発行は右制限を超過するを得ざらしむるもの」であって、現在の用語でいえば保証発行直接制限法に当たるが、改正理由書はこの方法にも欠陥があると述べている。すなわち、「市場に狂瀾を生ずるに際すれば信用概ね地に墜ち、僅に之を保つを得るものは独り政府と中央銀行とあるのみ」であるから、「此不幸に遭遇するや中央銀行は其信用を使用して以て他の信用を支へ」なければならないのに、「発行制限法は此急に臨み、中央銀行をして十分に其信用を使用するを得せしめざるのみならず、却て其流通を減少せざるを得ず、其不便言ふ可からざるもの」がある。現に、この方法を採用しているイギリスでは、行政処分によりこの方法を停止してイングランド銀行に対し制限外発行を認め、ようやく恐慌を収拾できた事例が前後3回に及んだ、と改正理由書は指摘している。

第3の制限屈伸法は「正貨準備なきの発行高に制限を設け、且発行総高に対し相当の割合に従ひ一定の正貨準備を置き、市場の需要増加して万已むを得ざる場合には制限を超過して正貨準備なき発行を為すを許し、其の超過高に発行税を課して以て濫発を防ぐもの」である。いわば保証発行屈伸制限法と比例準備法とを

結合したものといえようが、改正理由書は次のように評価している。比例準備法的性格を帯びている点では「未だ全く準備比例法の不便を免れずと雖ども」、保証発行屈伸制限法的性格も備えているので「融通閉塞の患は之を除く」ことができる。しかも「制限外の発行高には租税を課するにより、市場平穩に歸し金利常況に復するに至れば増発の利なきを以て、法律自然の作用に由り、発行高を制限以内に減縮す」ることができる。ドイツは「此法を用ゆるものにして頗る巧妙なりと謂ふを得べし」と。

第4の比例伸縮法とは、「発行高と準備との比例を法律上に確定せず、市場の景況に由り隨時之を伸縮するもの」であって、制限外発行を認める比例準備法とでもいえよう。改正理由書はこの方法を「発行制限法の市場の需要に応じて其流通を屈伸する能はざると、準備比例法の市場に狂瀾を生ずるに際し却て其流通に急劇の減少を来さざるを得ざるとに比すれば、大に優る」と評価している。

以上の論述からみると、松方は第3の制限屈伸法と第4の比例伸縮法に比較的好意的であったといえよう。それは正貨兌換の原則を堅持しながら、市場の景況とくに恐慌など異常事態に対応できる伸縮性を確保しようとしていたためと推測されるが、その奥には正貨準備の蓄積に対する自信の無さが潜んでいたのではなからうか。

### 保証発行屈伸制限法の建言

当時のわが国発券制度、すなわち兌換銀行券条例第2条の規定があいまいなものであったことは既に述べたとおりである。上記の条例改正理由書も、第2条に「兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」と規定したのは、「先づ発行高と同額の正貨準備を置かしめ、着々歩を進めて漸次其発行をして準備の二倍若くは三倍に達せしめん」がためであって、「敢て準備の比例を法律上に一定せず、事業の伸張と市場の需要とに由り屈伸張弛貨幣の流通をして円滑流暢ならしむ、所謂比例伸縮法に拠りたるもの」であるが、このような第2条の規定は「法文頗る簡潔にして、或は所謂相当の準備とは其比例の決定を全く銀行に放任するの疑」あることは否定できない。したがって、「今や政府の紙幣

を全廃し兌換券を以て流通の基礎と為さんとするに際し、益其發行法に於て公衆の疑惑を容れざらしむるの必要あるを感」じたと述べている。そこで改正理由は次のように結論する。上述のようないろいろな種類の發券制度の「得失を考へ、歐洲各国の事例を案じ、以て我国方今の形況に適するの制限を求むるに、第一、正貨準備に対する兌換券は其發行額を制限せず、第二、証券準備に対するものに至りては法律を以て明に其發行額を制限すと雖ども、市場の必要あるに際して特に之を超過するを得るの活路を開くを以て最良の方法と為すべし。是れ發行制限法の弊を矯めて制限屈伸法、比例伸縮法等の利を取むるものなり」<sup>(8)</sup>と。

その具体的表現が条例第2条の政府改正案であったが、そこに採り入れられた制度が「保証發行屈伸制限法」と称せられるものにほかならない。弾力性を取り入れた点では、先に掲げた4種類のうち制限屈伸法と比例伸縮法に類似しているが、制限屈伸法に含まれていた準備比例法的部分は除かれていた。要するに、四つの類型の中のどれか一つを採用するというのではなく、「その中の可と認められる点を、摘出し結合させて、日本独得の制度を考案するに至ったと云ってよい」<sup>(9)</sup>であろう。もっともそれは具体的にはイギリスの制度（發行制限法）とドイツの制度の一部（制限屈伸法のうち發行税を納めて制限外發行を行うことができる点）とを結び付けたものであり、この点は松方も認めている<sup>(10)</sup>。

こうして保証發行屈伸制限法採用の方針は決まったものの、保証發行限度を實際にどのくらいに定めるかは重要な問題であった。正貨準備發行と比較して保証發行限度を圧倒的に大きく定めれば、實質的には最高發行額制限法と変わりがなくなるし、小さすぎれば全額正貨準備法に近くなるからである。松方は7000万円という保証發行限度を建議したが、その根拠として改正理由は次の四つを挙げている<sup>(11)</sup>。

第1は、「我国通貨の需要十年來の經驗に拠れば、嘗て壹億貳千万円より降下せしことなし。果して然れば七千万円余は其五分の三弱に居るを以て、如何なる事情あるも我社会の必ず要する所にして、之を兌換なくして市場に流通せしめ得る高なりと断定するも敢て過当にあらざる」ことである。第2は、7000万円という保証發行高は「我政府歳入額に達せず、以て租税其他上納の為め必ず民間に要

するものなれば、豈に其価格を失ふの恐あらんや」と思われることである。第3は、現在紙幣の供給はすでに過多でないのに、「銀行紙幣の額は年々減少して予定の年限に至れば遂に貳千七百万円余の空隙を生ず」るのに対し、「百般事業の発達も亦以て通貨の需要を増加するに至るは必然」であるので、7000万円の保証発行高は「決して我国の爲めに過多なりと云ふを得ず」と考えられることである。第4は、人口一人当たりとしてみると、「全額七千万円を発行するも尚一人に付壹円八拾壹銭を超過せず」、イギリスの2円64銭、フランスの1円2銭、ドイツの3円65銭と比べても「其適度を失せざるを見る」べく、保証発行額が「僅に壹円乃至貳円に止まるに於ては危険の恐なきや明らか」であると考えられることである。

ただし、改正理由書に述べられたこのような説明については、「保証準備発行の意義ひいて信用貨幣としての銀行券の本質を必ずしもまだ十分に把握している考え方とはいえない」。7000万円は「兌換の請求を想定する必要のない額」であるから「正貨準備なき保証準備発行とするも差支えないとする説明は、やはり銀行券はその全額が正貨に見合うべき正貨の代理証券でなければならないという思想によるとしか考えられない」。「まだ多分に、全額正貨準備発行を理想とする通貨原理のそれに影響されている」との論評も加えられているが、元老院<sup>(12)</sup>における兌換銀行券条例改正案の審議過程では次のような意見が提出された。

### 元老院の法案審議

議案「兌換銀行券条例中改正ノ件」は明治21年7月14日元老院に送付され、同月17日と26日に元老院の審議が行われた。17日の午前10時10分～12時30分と午後1時10分～4時の間に議案の第1読会が開かれ、松方蔵相自ら提案理由の説明ならびに元老院議員の質問に対する答弁に当たった。政府が発券制度の確立をいかに重視していたかがうかがえようが、元老院に提出された兌換銀行券条例改正案は次のとおりであった。

第二条 日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置き其引換準備ニ充ツヘシ

### 3. 兌換銀行券の発行

日本銀行ハ前項ノ外特ニ七千万円ヲ限り政府発行ノ公債証書大蔵省証券其他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ発行スルコトヲ得但本項七千万円ノ内式千七百万円ハ明治二十年〔第2読会で「二十二年」に正誤訂正〕一月一日以降ニ係ル国立銀行紙幣ノ消却高ヲ限トシ漸次発行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ムルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ得テ前二項発行高ノ外更ニ政府発行公債証書大蔵省証券其他確實ナル証券若クハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ発行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其発行額ニ対シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ発行税ヲ納ムヘシ但税率ハ其時々大蔵大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ政府発行紙幣消却ノ為メ式千式百万円ヲ限り一箇年利子百分ノ二ノ割合ヲ以テ政府ニ貸付スヘキモノトス但明治三十一年以降ハ無利子タルヘシ

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第八条 日本銀行ハ兌換銀行券発行額及交換準備ニ関スル出納日表及毎週平均高表ヲ製シ之ヲ大蔵大臣ヘ進達シ且官報ニ其要領ヲ広告スヘシ

元老院の審議は予想外に白熱した。<sup>(13)</sup>松方蔵相の答弁も十分に納得されず、尾崎三良議官（後に法制局長官）の動議により、議官の互選で7人の「全部付託調査委員」が選定され、その調査報告書を第2読会に提出するという異例の措置が取られるほどであった。第2読会は7月26日の午前9時55分から開かれ、午後1時10分より30分間の休会をはさんで続けられた後、引き続き第3読会に移り、午後2時20分によろやく終了したが、三つの読会を通じてうかがえることは、各議官とも保証発行屈伸制限法は発券制度として緩いのではないかと懸念していたこと<sup>(14)</sup>であった。

#### 保証発行屈伸制限法に対する疑念

第1読会における松方蔵相の提案理由説明が終わると、まず、公債等を保証とする兌換銀行券の発行を認めることは、国立銀行券発行の場合と異なるところがないうえ、市場の景況により制限外発行も認めることになれば、乱発されて再び銀行券の価値下落を招くおそれはないかとの質問がなされた（楠本正隆議官）。これに対し松方は、①今日の紙幣流通高（明治21年6月末1億2657万円、兌換銀

行券を含む)は明治11年以來の最低であって、兌換銀行券増發の道を開いておかなければ「市場の景況に由り社会をして大なる困難を蒙らしむる」ことがある、②制限外發行も無制限にできるわけではなく、その趣旨は「市場の景況に由り之を發行して社会を救治する」にあり、この方式を認めることによって「理財の道始めて利通するを得」と答弁した。

しかし、松方の答弁は兌換銀行券も国立銀行券も同じではないかという質問にまともに答えていなかった。「七千万円ヲ限り政府發行ノ公債証書大蔵省証券其他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得」という規定は、国立銀行条例が公債を抵当として銀行券の發行を認めたのと相違するところがなく、日本銀行は「一銭の利潤」も生まない正貨を準備として銀行券を發行するよりも、「公債証書の如き自ら利益を生ずる物を保証として兌換券を發行する」に違いないので、「将来再び紙幣と硬貨との間価格の差等を来し、随て続々兌換券の引換を要求する者を生じ、遂に其引換を中止せざるを得ざる如き悪結果を生ずるも亦知る可らず」との疑念——この疑念自体も多くの問題点を含んでいた——が、続いて表明された(尾崎議官)のも当然であろう。これに対する松方の答弁も、保証發行に基づく銀行券と不換の国立銀行券との本質的違いを指摘するところがなく、「海外各行の歴史に徴するも」保証發行分7000万円が残らず兌換を請求されることはないというにとどまった。このような説明に対し、さらに「英国等の富裕の度と日本の程度を比較せば、五十乃至六十段の差違あらん」ことを考慮すると、「一人に付一円八十錢許の平均」つまり7000万円という保証發行限度は「今日日本の程度より言へば寧ろ多きに過る」との反論(尾崎議官)が出たのももっともな点があった。

### 制限外發行税に関する懸念

次に、制限外發行税率の最低が年5%では低すぎて、「本邦今日市場の有様にては」銀行券増發の「弊を防ぐに足らざる可し」との懸念が表明され(尾崎議官)、また制限外發行にも法文上「定限を明示」すべしとの意見が出された(蜂須賀茂韶議官)。これに対し政府委員の法制局参事官岩崎小二郎は以下のように

答えているが、「著しく形式的」であった。<sup>(15)</sup>

「法文上数字的の定限を明記するを得ば甚だ可なるも、是れ固と市場の景況に  
 応ずるものなるが故に、之を予定することは實際上為し能はざる所」である。条  
 例改正案を熟読すれば「暗々裡に定限あることを知り得る」であろう。恐慌が発  
 生して極度の通貨不足を来した時には、市場救済のため制限外発行を行う必要が  
 あるが、「必要を生ずれば先づ大蔵大臣の許可を請はざる可らず、彼の腹膨るれ  
 ば恐慌は満足すとの諺あるが如く、市場を満足せしむるだけは発行するを要し、  
 其需要充つるに及びて止むは是れ経済上の原理」であるから、「本案と雖ども其  
 需要を超へて増発するの主意に非ず、……其恐慌をして満足せしむるに足るの額  
 のみを発行せしむるは、取も直さず法律上の定限と云ふ可し」と。

続いて、制限外発行税を課するのはよいが、「其税率を定むる権まで行政官に  
 委するは本官等其可なるを知らず、曩きに郵便法を議するに方りて郵便料の金額  
 を定むる権を逓信大臣に委せんとするを不可とせしが、本案の税率を定むる権を  
 大蔵大臣に委せんとするを不可とするも亦此意なり」との意見が出された（楠本  
 議官）。

これは、行政権と立法権との関係にかかわるといえる問題指摘であったが、政  
 府委員（岩崎参事官）は、「原案の法文は厳然日本銀行に向て発行税を納むるこ  
 とを命令するものにて、日本銀行は此法律即ち直接の命令に従うの義務を有し、  
 而して只其税率は時に依り変更す可きものなるを以て、之を定むるの権を大蔵大  
 臣に委任」したものであるが、制限外発行は「非常の場合に於て市場の恐慌を済  
 ふが為め」認めるものであるから、「税率の高低は時に随ひ機に依りて大蔵大臣  
 之を定むるを要」し、「法律は明文を掲げて此権を委任せざる可らざるなり」と  
 答弁した。

制限外発行税は一般国民に課する租税でもなく、財政収入を目的とする租税で  
 もないので、「この件に関する限りは政府の答弁も一応尤もであろう<sup>(16)</sup>」が、必ず  
 しも納得されたとはいえず、次のような反論があった。「日本銀行は政府の機関  
 と為りて政府の為に力を尽すと雖も、深く其源を探究すれば官民共同の株主よ  
 り成立つもの」であって、たとえ正副総裁が勅奏任であろうと「之を目して他の

諸官衙と同一視す可きに非ず、焉ぞ日本銀行の納むる税率は大蔵大臣之を定めて可なりと言ふ可けんや、……況や此に一の新例を開かば、将来統々之に依準する如き悪弊を生ずるの虞あるに於てをや」(楠本議官)と。

### 対政府貸付にかかわる疑問

条例改正案によれば、保証発行限度7000万円のうち2200万円は、政府紙幣消却のため年2%の利子で政府に貸し付けられることになっていた。これは、「中央銀行なる者は政府と密着の関係を有し、政府財政の機関となり、従て許多の特典を有するを以て、其国家に対し尽すべきの義務亦尠しとせず。就中、国家財政の状況により一時又は永久に政府に貸与金を為すが如きは義務中の要部にして、……日本銀行をして其発行の幾分を政府に貸与せしめ、以て政府紙幣を消却するは固より日本銀行が其特典に対するの本分にして、於是乎初て国家に対し其義務を尽すものと謂ふべし」との考え方に基づくものであった。<sup>(17)</sup>

このような特典に対して義務を尽すという考え方は、特定の条件のもとではあながち非難すべきものとはいえないであろうが、特典と義務との差引き勘定論につながり、ひいては日本銀行に納付金制度を課すべしという議論にも発展しやすいことは後に見るとおりである。また、より重要な点として特典・義務論は「政府が日本銀行に何を期待していたか」をはしなくも露呈していたといえよう。<sup>(18)</sup>ところで元老院の審議では、政府紙幣消却のための対政府貸付そのものではなく、それが有利子で行われる点に疑問が表明され、上記の特典と義務の差引き勘定論が展開された。つまり、日本銀行は7000万円の保証発行を認められるのであるから、「此特権を得る代りには無利子にて貸付して可ならん」、政府に貸し付ける2200万円は「紙幣を製しきへすれば出来る」のであって、「公債証書等を準備として別に発行するを得れば、之れよりも亦利益を収む可きに依り、強ち二千二百万円に対して百分の二と云ふ如き利子を附するには及ばざる可し」という意見である(井田讓議官)。

政府が2200万円の対政府貸付を無利子とすることも考えていたことは、条例改正建議に述べられているが、松方蔵相は上記の無利子説に対し次の2点を挙げて

納得を得ようとした。第1点は、「他の銀行紙幣を引上るにも拘らず日本銀行をして兌換券を發せしむるは、他の国立銀行を遇するに薄く日本銀行を待に厚しと云」うが、外国でも銀行券發行權は中央銀行に独占させているということである。第2点は、「日本銀行にては兌換銀行券發行の費用あり、又其準備上にも用意なかる可からず、又普通銀行会社にては利益一匁に意を注ぎ其欲望を遂ることを得るも、日本銀行に於ては世間一般融通如何に注目し、苟も理財上平均を失ふこと有れば之を救済する方図を取らざるを得ず、……彼此思惟するに……此利子は必ず与へざるを得ざらん、然らざれば日本銀行業務継続上甚だ覺束なきを恐る」ということであつた。

この問題につき、全部付託調査委員の論議の過程で、大蔵省出納局長が次のように述べ、本行が政府から多くの制約を受けていることを強調したことは注目されよう。すなわち、「政府の機関たる日本銀行は常に政府の檢束を被りて他の一般銀行と同一の働きを為す能はず、現に自由自在の働きを為せる一般の銀行に於ては概ね一割以上の利子を収むるも、独り日本銀行に於ては斯る高利を収むるを得ず、故に始めより無利子にて之を貸付せしめんとするは不可なり」と。

### 兌換銀行券条例改正勅令

以上のように、元老院における兌換銀行券条例改正案の審議は難航を重ねたが、結局、改正案第2条第3項に「但税率ハ其時々」とあつたのを「但其割合ハ其時々」と改め、第8条の「且官報ニ其要領ヲ広告スヘシ」を「且毎週平均高表ハ官報ニ広告スヘシ」と修正したほかは、政府提出の原案どおり可決された。第2読会の冒頭で行われた全部付託調査委員の報告は、「番に本案を不可とせざるのみならず、段々反覆審議を尽すに及び、今日に在て我邦の財政を整理するには、本案を捨てて他に頼る可きものなしと決」し、「本案の大体に付ては毫も之を変更せずして、只僅に字句の修正のみに止めた」としているが、元老院の審議も結果的にはそうなつたといえよう。<sup>(19)</sup>

元老院の審議終了から1週間を経過しない明治21年8月1日、勅令第59号「兌換銀行券条例中改正ノ件」が公布施行された。これによりわが国の發券制度とし

て保証発行届伸制限法が採用されることになったが、法制上は、昭和16年（1941年）3月戦時中の臨時特例として同条例第2条の適用を停止する等の法律が公布され、さらに翌昭和17年2月公布の日本銀行法によって同条例が廃止されるまで、数十年にわたってわが国通貨制度の中核をなした。その具体的内容を重ねて記しておけば次のとおりであった。

- イ、日本銀行は金銀貨・地金銀を準備として、その金額のいかんを問わず、同額の兌換銀行券を発行することができる（正貨準備発行）。
- ロ、日本銀行は正貨準備発行のほか、商業手形・国債・大蔵省証券・その他確実な証券を保証として、特に7000万円に限り兌換銀行券を発行することができる（保証発行）。
- ハ、日本銀行は金融情勢にかんがみ必要ありと認めるときは、大蔵大臣の許可を受け、かつ大蔵大臣の定める制限外発行税（最低年5%）を納めることを条件として、保証発行限度7000万円を超えて兌換銀行券の保証発行を行うことができる（制限外発行）。

もっとも、既に述べたように、保証発行限度7000万円のうち2700万円は、明治22年1月1日以降における国立銀行券の消却高を限度として漸次発行するものであり、さらに2200万円は政府紙幣消却のため政府に貸し付けることとされていた。したがって、保証発行限度7000万円といっても、本行が自由に発行できる分は2100万円にとどまり、さらに21年7月末現在の保証発行高2070万円を差し引けば、保証発行余裕は30万円にすぎなかった。ただし、7月末の発行高には本行手許在高（6月末現在で正貨準備分を入れて156万円）を含んでいるが、それを考慮しても余裕額は200万円程度にすぎず、21年8月の条例改正によって本行の銀行券発行能力が格段に増大したわけではなかった。したがって、金融経済情勢に大きな変化があれば、制限外発行の発生は免れ難い状況にあったといえよう。事実、約1年5か月後に制限外発行が生じ、保証発行限度の引上げが問題となったのである。

(1) 前掲「紙幣整理始末」89ページ。

(2) 前掲「松方伯財政論策集」301ページ。

### 3. 兌換銀行券の発行

- (3) 同上、301ページ。
- (4) 同上、302ページ。
- (5) 前掲「元老院会議筆記」139ページ。
- (6) 前掲「松方伯財政論策集」301～306ページに収録されている。
- (7) 同上、303～304ページ。
- (8) 同上、305ページ。
- (9) 前掲『日本銀行制度改革史』134ページ。
- (10) 前掲「元老院会議筆記」139ページ。なお、ドイツの発券制度についての松方の理解は厳密に言えば正確ではない。当時のドイツでは銀行券発行限度額が法定され、これに対し3分の1の正貨準備を保有しなければならないが、上記限度額を超えて発行される銀行券に対しては全額正貨準備を必要とする旨定められていた。そしてこの限外発行に対して発行税が課せられた。問題はこの「正貨準備」のなかに国債なども含まれていたことであって、このため当時の発券制度は理論的にはあいまいな性格を有していた (C. A. Conant, *A History of Modern Banks of Issue*, Fourth Edition, G. P. Putnam's Sons, 1909, p. 203 および日本銀行臨時調査委員会『各国中央銀行ニ関スル諸調査集』大正7年)。
- (11) 前掲「松方伯財政論策集」305～306ページ。
- (12) 前掲『近代財政金融』116～117ページ。
- (13) 前掲「元老院会議筆記」136～176ページに収録されている。
- (14) 前掲『日本銀行制度改革史』135～136ページ。
- (15) 同上、138ページ。
- (16) 同上、140ページ。
- (17) 前掲「松方伯財政論策集」302ページ。
- (18) 前掲『日本銀行制度改革史』141ページ。
- (19) 前掲「元老院会議筆記」160ページ。

## (5) 保証発行限度の拡張

### 明治23年4月の建議

明治20年前後から急速に高まった企業勃興熱の反動から、23年初めに株式市場の崩落を生じたのをきっかけとして、「東京大阪を始め全国各地に於て金融逼迫の声頗ぶる囂し」<sup>(1)</sup> となった。23年(1890年)2月26日、本行は大蔵大臣より制限外発行(限度500万円、制限外発行税率年5%)<sup>(2)</sup> の許可を得、3月3日、初の制

限外発行（30万円）を行って一時の急に応じ、さらに同月8日、20万円の制限外発行を行った。これらの制限外発行分は4月2日にすべて還収した<sup>(3)</sup>が、4月29日、松方蔵相は「保証準備ヲ以テ発行シ得ヘキ兌換銀行券発行制限高 拡張ノ建議」を首相に提出し、保証発行限度を7000万円から8500万円に引き上げることを企図した。

その理由について松方は上記建議の中で以下のように述べている。<sup>(4)</sup>「輓近 我国百般事業の拡張する古今未だ曾て其例を見ず」、たとえば外国貿易高は明治19年の8600万円余から22年には1億3000万円余に拡大しており、日本銀行の取引高もその間に2741万円から1億1339万円に、横浜正金銀行のそれは6207万円から7000万円～8000万円に増大している。明治21年8月に兌換銀行券条例を改正した際の銀行券需要の見込みは「方今の勢に応ずる能はず、況や将来に於ておや」。「今にして相当の策を講ぜずんば、通貨需供の権衡を失し事業円滑なるを得ず、大に其進歩を障害するや敢て疑を容れざる」ところである。

このような事態に対処するため、公定歩合を引き上げて外国から資金を吸収するという措置も考えられるが、それは「我国経済上地理上未だ劇かに<sup>〔ママ、速の誤りか〕</sup>為し能はざる」ことである。したがって、「今日の策を為すものは少しく条例の制限を拡張し、保証準備に対し発行するを得る所の兌換銀行券の額の制限を増加し、之を八千五百万円と為すにあり」。これにより日本銀行が現在保証発行を行うことができる金額は2200万円余（前記の本行が自由に発行できる2100万円に22年1月1日以降の国立銀行券消却高を加えたもの）から3700万円余となるので、「現在将来の需要を充すに足らん」と考えられる。

なお、この保証発行限度の引上げにより「日本銀行の利益亦増加するを以て、政府紙幣消却のため同行から借り入れることになっている2200万円については「利子を付せざるも敢て差支なかるべし」。「是亦他日国庫の費用を減ずるの一端にして、一方に於ては融通を資け大に内外貿易の発達を促し、一方に於ては国費を減じ財政を裕にするを得べく、実に一举両全の策と云ふべし」と。

保証発行限度引上げの意図は、松方の<sup>(5)</sup>言葉を借りれば、「要するに日本銀行に此権限を与へ、之を器械とし以て社会の金融を円滑にせんと欲するに在」るが、

「今日は到る所不景氣の声を聞かざるなし、今此増發を許すときは、日本銀行は之に依て幾分か資本に余裕を生じ、各銀行も潤沢を被ぶり、其結果社会の潤ひとなる」と考えたことによる面も否定できない。このような点から保証発行限度拡張の「實際上の動機が」明治23年春と同じような「恐慌の再来を懸念しこれに対処することに存したことは疑を容れない」と論じられている。<sup>(6)</sup>

### 元老院の審議

兌換銀行券条例第2条第2項の規定する保証発行限度を8500万円に引き上げ、同条第4項の対政府貸付2200万円は無利子とすることに改める政府の条例改正案は、明治23年5月7日に元老院に送付され、同月10日の午前と同院審議の第1読会が開かれた。次いで12日の午前と午後第2読会が開かれ、それに引き続いて第3読会が行われたが、政府原案どおり可決された。

しかし、元老院の審議過程では、保証発行限度の引上げは物価の騰貴をもたらすとして廃案説も出た。すなわち、明治23年初における金融逼迫の主たる原因は企業勃興の行過ぎと株式担保金融にあり、金融の逼迫も一部の現象にすぎず、全国的に見れば決して通貨の不足を感じない。それにもかかわらず、保証発行限度を引き上げ「紙幣を増發せば忽ちにして物価の騰貴を来し……一般の困難を惹起すのみならず、貧民の如きは殊に困弊に陥らん」。また「物価の騰貴は輸入を増し輸出を減じ……正貨は次第に流出し、……遂に兌換銀行券は其兌換の名を空ふするに至る無きを保せず」、本案は「危険なる改正案」である。もし銀行券の増發が必要であるならば、制限外発行をすればよいし、対政府貸付分または国立銀行券消却見合い分の一部を一時流用、発行すればよいという意見である（中島永<sup>(7)</sup>元議官）。

この廃案説は「紙幣増發」と「兌換銀行券増發」との違いを認識していないという弱点もあったものの、発券制度の在り方に関する重要な問題点を指摘する主張であったが、この廃案説に対する反対論をきっかけとして、元老院の審議は保証発行限度引上げに伴う本行の特典・義務、つまり損得の差引き勘定論へと移ってしまい、引上げの必要性とその幅に関する是非論は焦点から外れていった。た

たとえば、対政府貸付2200万円を無利子とすれば日本銀行は年44万円の利子収入を失うが、保証発行限度を1000万円引き上げれば、日本銀行貸出金利を平均年5%とすると年間の貸出利息収入は50万円となり、差引き6万円の利益を得ることができるので、政府の「無利息借入れの報酬として一千万円の増発を許さば足る<sup>(8)</sup>」といった議論（三浦安議官）が審議の中心になってきたのである。

このような差引き勘定論に対して政府委員（法制局参事官木場貞長）は、「本案の増発は主務省実際の統計上より其必要を認めたるものにして、殊に横浜の市場に於ても当秋季に一千五百万円を要<sup>(9)</sup>」し、増発を認めなければ「忽ち為換券の割引に差支ふるの困難目前に存せり、故に今回の増発に関する内閣及主務省の精神は、二千二百万円を無利息にて借入るる為の報酬と為すに在らざる」ことを強調した。それにもかかわらず差引き勘定論は衰えず、保証発行限度を1500万円も拡張するのであれば、2200万円の対政府貸付を無利子とするほか「政府の為替其他を無手数料にて取扱はしめて可ならん」との意見が出（三浦議官<sup>(10)</sup>）、第2条第4項を「日本銀行ハ政府発行紙幣銷却ノ為メ貳千貳百万円ヲ限り無利子ヲ以テ政府ヘ貸付シ及明治三十一年以後ハ無手数料ヲ以テ政府ノ国庫金ヲ取扱フヘシ」と修正すべきであるとの意見も提出された（岩崎小二郎議官<sup>(11)</sup>）。

修正意見を提出したこの岩崎議官は、明治21年8月の兌換銀行券条例改正時に、政府委員として元老院の審議に加わっていたが、岩崎は「一体国庫金取扱を無手数料とすることは今日新たに考へ出したるにあらず、既に去る二十一年の改正に際し……明文を加ふ可しと論じたる者」があったこと、ならびにそのような内容の政府側草案の作成に参画したことがあった事実を明らかにした。さらに今回の改正に当たっても、兌換銀行券発行権を日本銀行の特典としてとらえ、これに対する相応の義務を設けるという考え方に松方蔵相も賛意を表していることも明らかにした<sup>(12)</sup>。このような論議の展開のなかで、国庫金の無手数料取扱いを明治24年から実施しても「差支なき訳は算盤上にも見え、内閣委員の言に依ても明白」であるから、「明治二十四年以降ハ無手数料ヲ以テ国庫金ノ取扱ヲナスヘシ」との修正意見も出された（三浦議官<sup>(13)</sup>）。

いずれにせよ、元老院における議論は差引き勘定論が主流を占めるに至り、政

府原案賛成論、手数料即時廃止論、原案の修正委員設置論、蔵相・日本銀行の協議先決論、審議延期論が入り乱れ、いつ果てるか分からない情勢となった。結局、各提案を一つずつ採決に付し、ようやく第3読会に入り政府原案どおり可決することができた。松方蔵相の意図した保証発行限度の1500万円引上げを実現させたのは、「一部議官のさかしい算盤勘定論」であったといえないこともない<sup>(14)</sup>が、国庫金の無手数料取扱いの法文化も見送られた形となったため「算盤勘定論」は鎮静したわけではなく、日本銀行課税論議の火種が残されたといえよう。

### 保証発行限度の引上げ

明治23年5月17日、法律第34号により兌換銀行券条例を改正し、第2条第2項の保証発行限度を8500万円に改め、同条第4項の政府紙幣消却のための対政府貸付2200万円は無利子と改める旨が公布された。中1日置いた5月19日、松方蔵相は本行に対し、上記条例改正の趣旨と本行の取るべき方針につき次のとおり訓示<sup>(15)</sup>した。

明治二十三年法律第三十四号を以て兌換銀行券条例中を改正せられ、保証準備を以て発行する兌換銀行券の額壹千五百万円を増加せられたり。右増額の主意は、近来大に商工事業の発達を見はし其資金の供給需要を充たすに足らず、殊に海外輸出入額の如きは非常の増加を来し、随て生糸茶等輸出品輻湊の際には其資本に不足を告げ、終に右等輸出品をして我市場に停滞せしめ其商機を失するが如き景況あるを以て、右等の欠乏を補ひ資金の需要供給を平準ならしめんとの義に有之、就ては右壹千五百万円の内凡壹千万円内外は専ら横浜正金銀行に於て輸出品荷為替を取組みたる手形再割引の資本に供し、凡五百万円内外は我市場商業上の金融を幫助するの資金となすの目的を以て、充分注意を加へ我市場の金融をして円滑ならしめんことを努むべし。……

保証発行限度の拡張額1500万円のうち1000万円は為替資金向け、500万円は国内商業資金向けとするという上記蔵相の指示は、あくまでも「標準」を示したものであったが、為替資金向けを1000万円としたのは、前年の明治22年10月に本行が横浜正金銀行と外国為替手形再割引契約（限度1000万円）を締結したことで無縁であったとは思われない。この再割引契約については後に詳述するが、元老院

の審議において政府が1500万円という保証発行限度の引上げ幅にこだわった理由の一端がうかがえよう。

ちなみに、政府紙幣消却のための本行からの借入れについては、23年8月9日、蔵相から9月1日に借入れを実施し、3年据置き後明治45年までに漸次償還する旨を命任されたが、政府の都合により実行は2か月ほど延期され、対政府貸付の手続は10月30日に完了した。

また、国庫金の取扱い手数料に関しては、兌換銀行券条例改正法律の公布に先立つ5月14日、蔵相は「兌換銀行券保証準備発行額ヲ増加セラルタルニ依り、日本銀行へ国庫金取扱費ヲ下付スルニ付命令書下付ノ議」を首相に提出し、「明治二十三年度ヨリ同三十三年度迄八年々相当ノ国庫金取扱費用ヲ下付シ、三十一年度以降ハ一切下付セス総テ日本銀行ノ負担ト為致候方可然<sup>(16)</sup>」と建言した。この建議は先に述べたような差引き勘定に基づくものであったが、5月22日、本行に対し「兌換銀行券保証準備発行額増加したるにより、国庫金取扱費として本行に下付せらるべき金額は、二十四年度は金五十万円、爾後漸次遞減して三十年度は金四十万円を一切の取扱費請負額と定め、三十一年度以降国庫金取扱費用は一切下付せざるに付総て日本銀行に於て負担支弁すべき旨」達せられた<sup>(17)</sup>。しかし、差引き勘定論はこれとどまるような性質のものではなかった。国庫金取扱い無手数料化は、本行に対する課税もしくは納付金賦課論議の先触れであったといえよう。

- (1) 日本銀行「一般金融ノ概況並其調節」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻、昭和32年、所収)4ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (2) 明治23年2月27日に蔵相が首相に提出した「兌換銀行券条例ニ拠リ該券五百万円ヲ定度トシ発行セシムルノ議」(前掲『明治前期財政経済史料集成』第1巻、310ページ)を参照。
- (3) 「明治二十三年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収)76ページ。
- (4) 前掲「松方伯財政論策集」311～313ページ。
- (5) 前掲「元老院会議筆記」178ページ。
- (6) 吉野俊彦『円の歴史』至誠堂、昭和30年、168ページ。
- (7) 前掲「元老院会議筆記」184～185ページ。
- (8) 同上、188ページ。

### 3. 兌換銀行券の発行

- (9) 同上、191～192ページ。
- (10) 同上、194ページ。
- (11) 同上、203ページ。
- (12) 同上、204～205ページ。なお 209 ページも参照。
- (13) 同上、207ページ。
- (14) 前掲『銀行券発生史論』257ページ。
- (15) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、13～14ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた。
- (16) 前掲「松方伯財政論策集」455ページ。
- (17) 「日本銀行沿革提要」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻附録) 164～165 ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。